

令和3年1月

美里町教育委員会定例会議事録

令和3年1月教育委員会定例会議

日 時 令和3年1月28日（木曜日）

午後1時30分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎202大会議室

出席者 教育委員（5名）

	教 育 長	大 友 義 孝
1 番	教育長職務代理者	後 藤 眞 琴
2 番	委 員	成 澤 明 子
3 番	委 員	留 守 広 行
4 番	委 員	大 森 眞智子

欠席なし

説 明 員 教育委員会事務局

教育次長兼教育総務課長 兼学校教育環境整備室長	佐 藤 功太郎
教育総務課課長補佐兼総務係長 兼郷土資料館長	藤 崎 浩 司
学校教育専門指導員	阿 部 毅
青少年教育相談員	門 脇 宏
特別支援教育専門員	伊 藤 淳
教育総務課主事	青 山 裕 也
文化財係長	岩 渕 竜 也
課長補佐兼南郷学校給食 センター長兼学校給食係長	三 浦 徳 夫
教育総務課主事	竹 川 洗
教育総務課主事	伊 藤 大 樹
子ども家庭課長	櫻 井 清 禎
子ども家庭課課長補佐	齋 藤 眞

傍 聴 者 なし

議事日程

- ・ 令和2年12月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 2 教育長報告

第 3 報告第45号 令和2年度美里町議会1月会議について

第 4 報告第46号 新型コロナウイルス感染症について

第 5 報告第47号 区域外就学について

第 6 報告第48号 指定校の変更について

第 7 報告第49号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（12月分）について

第 8 報告第50号 基礎学力向上等について

第 9 報告第51号 美里町心身障害児就学指導審議会の答申について

第10 報告第52号 美里町いじめ防止対策委員会の答申について

第11 報告第53号 GIGAスクール構想の進捗について

- ・ 審議事項

第12 議案第22号 学校医の委嘱について

第13 議案第23号 美里町いじめ防止対策委員会委員の委嘱について

- ・ 協議事項

第14 第2期美里町子ども・子育て支援事業計画の改訂について

第15 子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等に係る連携施設に関する協定書の締結について（小規模保育事業施設おひさま第二保育園（仮称））

第16 十王山公園等の史跡公園化について

第17 後藤家文書整理解読事業における解読作業への協力依頼について

第18 令和3年度美里町施政方針（案）について

第19 第2期美里町教育振興基本計画の策定について

第20 美里町新中学校整備等事業について

第21 美里町学校給食運営審議会への諮問について

第22 美里町学校給食費について

第23 意見交換会開催に向けての提案について

- ・ その他

行事予定等について

令和3年2月教育委員会臨時会の開催日について

令和3年2月教育委員会定例会の開催日について

- ・ 閉会
-

本日の会議に付した事件

- ・ 令和2年12月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 2 教育長報告

第 3 報告第45号 令和2年度美里町議会1月会議について

第 4 報告第46号 新型コロナウイルス感染症について

第 8 報告第50号 基礎学力向上等について

第 9 報告第51号 美里町心身障害児就学指導審議会の答申について

第10 報告第52号 美里町いじめ防止対策委員会の答申について

第11 報告第53号 GIGAスクール構想の進捗について

- ・ 審議事項

第12 議案第22号 学校医の委嘱について

第13 議案第23号 美里町いじめ防止対策委員会委員の委嘱について

- ・ 協議事項

第14 第2期美里町子ども・子育て支援事業計画の改訂について

第15 子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等に係る連携施設に関する協定書の締結について（小規模保育事業施設おひさま第二保育園（仮称））

第16 十王山公園等の史跡公園化について

第17 後藤家文書整理解読事業における解読作業への協力依頼について

第18 令和3年度美里町施政方針（案）について

第19 第2期美里町教育振興基本計画の策定について

第20 美里町新中学校整備等事業について

第21 美里町学校給食運営審議会への諮問について

第22 美里町学校給食費について

第23 意見交換会開催に向けての提案について

- ・ その他

行事予定等について

令和3年2月教育委員会臨時会の開催日について

令和3年2月教育委員会定例会の開催日について

【以下、秘密会扱い】

第 5 報告第 47 号 区域外就学について

第 6 報告第 48 号 指定校の変更について

第 7 報告第 49 号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（12月分）について

午後1時30分 開会

○教育長（大友義孝） 皆さんこんにちは。

委員の皆様方と新年になって初めてお会いするのではないかなと思っております。今年もどうぞ宜しくお願いいたします。

大分暑かったり寒かったりという気候が続いております。どうぞご自愛なさいませうようお願い申し上げます。

では、座って、ただいまから会議を始めさせていただきます。

ただいまから、令和3年1月教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は、教育長を含め5名でありますので委員会は成立いたしております。

なお、説明員といたしまして教育次長兼教育総務課長、教育総務課課長補佐、教育総務課主事が出席させていただいております。また、学校教育専門指導員、青少年教育相談員、特別支援教育専門員が出席をさせていただいております。一部の協議事項の中で、子ども家庭課のほうから説明をいただくことになっておりますので、課長と課長補佐が出席するところもありますのでご承認いただきたいと思いますと思っております。

それでは、ただいまより会議を行います。

令和2年12月に行われました教育委員会定例会の議事録の承認についてでございます。

委員の皆様方にはお目通しをいただいたと思いますが、修正箇所等々があった場合、申出をいただいているのかと思います。それと、てにをはの部分、そういった部分の修正が必要なところもあるのではないかなと思いますが、そういった部分は修正をかけるにしても全体的な部分としまして議事録の承認を賜りたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、令和2年12月教育委員会定例会の議事録につきましては、事務局のほうに申出をいただきながら、てにをはの部分をチェックをして承認とさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

日程 第1 議事録署名委員の指名

○教育長（大友義孝） それでは、議事日程に従いまして進めさせていただきたいと思います。

日程表は手元にお配りしたとおりでございますので、そのとおり進めさせていただきます。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

この議事録署名委員は、美里町教育委員会会議規則第22条第3項の規定によりまして教育長が指名をさせていただきます。1番後藤委員、2番成澤委員をお願いいたします。

報告事項

日程 第2 教育長報告

○教育長（大友義孝） それでは、報告事項に入ります。

日程第2教育長報告でございます。

資料につきましては、事前に配付をさせていただきました。お目通しをいただいたものと思っておりますが、改めて必要箇所の説明を加えさせていただきたいと思っております。

主な報告事項といたしまして、大きな点で7点ございました。

1つ目は、教育事務所の関係部分、これは2月2日に予定されておりますので、その終了後に委員の皆様にも周知したいと思っております。

2つ目です。大崎広域行政事務組合の教育委員会が開かれまして、教育委員の異動がございました。別紙のとおりでございますので、ご承知いただきたいと思います。

3つ目、4つ目につきましては、町内で園長・所長会議それから町内の校長会議を開催してございますので、その内容につきましては添付資料のとおりでございます。

5つ目としまして、美里町議会関係があります。1つ目は、議会の1月会議分、2つ目が全員協議会分、3つ目も全員協議会部分でございますが、いろいろと関連がございますので後ほど教育次長のほうの報告から説明させていただければと思います。

6点目につきましては、この全員協議会での説明も含むわけでございますが、別途教育次長から説明をさせていただきます。

その他案件としまして、大きく4点ございます。

1つ目は、成人式でございました。こちらは、来賓の皆様方には大分ご理解をいただきまして、割愛しながらの成人式の挙行ということになったわけでございます。252名対象で、そのときの配布いただきました資料については添付させていただいておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

2つ目は、「教職委員」と書いていますが間違いです、「教職員」です、委員の委は取って

いただきまして、この人事関係でございます。令和2年度の年度途中で退職される方がおりますので、まず小牛田小学校の先生が12月31日付をもちまして退職なされております。もう一方、こちらは町の正規の職員でございますが、1月31日をもって退職するというので、退職辞令交付式が1月29日に行われることになってございます。また、人事異動のスケジュール関係でございますが、別紙の部外秘のほうに示させていただいたり、それから来月の行事予定のほうにもちょっと加えさせていただいている点がありますが、内々示と内示の部分に関しましてはこれはあくまで予定でございますのでまだ開示できないので、ということでご理解いただきたいと思います。

3つ目につきましては、職員の事故ということで、こちらも部外秘ということで示させていただいております。この点と3)の児童生徒の事故について、こちらを少し報告をさせていただきたいと思います。4)の大崎地区東部ブロックの職業教育拠点校という名称、仮称でございますけれども、高等学校の統合の関係でございました。こちらの部分の資料も添付させていただいておりますので、併せてお目通しをいただければと思います。

それでは、部外秘資料のほうでございますが、1つ目は人事異動関係の、こちらはちょっと「人」が漏れてしまって申し訳ございません、人事異動関係のスケジュールがこちらで示していくものでございます。

大きく2つ目の職員による教材の関係ですね、こちらの部分について、学校から教育委員会に報告をいただいたものそのまま添付してございます。これは、今後委員の皆様方と協議をしながら扱いの部分について相談させていただきたいと思っておりますので、概要全部分かるものを示させていただいておりますので、いろいろとご検討をいただければと思っております。

それからもう一点、児童生徒の関係でございますが、こちらも添付資料をつけさせていただいております。現在のところ、学校の様子はふだんと変わらなく生活しているということでございます。いわゆる、学校内では目の届く人も、見る人も多いわけでございますが、やはりご家庭に帰ってから見る方というのは家族の方たちになるわけでございますので、そちらのほうでいろいろと学校で配置させていただいておりますスクールソーシャルワーカーさん等にアドバイスをいただいたりということをさせていただいているところでございます。担任の先生は、その都度家庭訪問等をさせていただいておりますこともご報告をさせていただきたいと思います。

以上、教育長報告でございました。委員の皆様方からご質問、ご意見頂戴したいと思いますがいかがでしょうか。よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、この人事異動の関係と事故の関係については、改めて協議をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、以上で教育長の報告は終了させていただきます。

日程 第3 報告第45号 令和2年度美里町議会1月会議について

○教育長（大友義孝） では続きまして、日程第3、報告第45号 令和2年度美里町議会1月会議について説明をお願いいたします。教育次長、お願いします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 皆様、大変お疲れさまでございます。よろしくお願いしたいと思います。

資料につきましては、議会の議案の資料ですね、令和3年1月18日提出というもの、あと資料編、これをお渡ししているところでございます。これに基づきご説明をさせていただきます。恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。

まず、議案のほうを1枚めくっていただきますと目次がございまして、この内容につきまして会議が持たれたというようなところでございます。それで、教育委員会に関連する部分で言いますと、議案第72号 財産の取得について（教科書及び指導書）という部分でございまして、これにつきましては、この議案の17ページと、資料編の4ページからという形になります。それで、資料編の4ページ以降に基づいてちょっと説明をさせていただきたいと思います。

財産の取得についてということで、提案理由が議会の議決に付すべき財産の取得について議会の議決に付していないことが取得後に発覚したことから、追認の議決を求めるものであるということございまして、概要といたしまして、取得する財産及び数量が、これは教員用でございまして、教科書775冊及び指導書517セット、契約の方法が随意契約、契約金額が800万3,483円、契約の相手方が株式会社丸協ということでございまして、契約につきましては令和2年4月1日に行ったということでございます。

まず、700万円を超えるものにつきましては議会の議決を経る必要があるということございしましたが、これを経ることなく随意契約をして、そして納品まで受けてしまったということでございます。このことにつきましては、この議会に先立ちまして1月18日に議会全員協議会を開催していただいて、その中で説明した上で提案をさせていただいているというような

ところでございます。

5 ページに、見積調書ということでありまして、予定価格が730万2,473円ということで700万円を超えた契約ということでございます。

その裏面、6 ページが物品購入契約書になってございます。

その次、7 ページが株式会社丸協の会社概要ということになっておりまして、一番下の部分ですね、沿革の部分でございますけれども、2014年4月から涌谷町及び美里町の教科書取次供給所に指定となっているところでございます。

それで、教科書の購入なのですが、これは都道府県に1か所設けられております教科書一般書籍供給会社というのがございまして、そこに供給業務を委託していると。宮城県では、宮城県教科書供給所が受託しておりまして、その教科書供給所がその管内にそれぞれエリアを定めて、学校に教科書を直接配送する教科書取次所というものを指定しております。そこから、教科書をお配りしているというところでございまして、青生小学校を除く5校の小学校につきましては、この株式会社丸協と契約をしていると。青生小学校につきましては、ちょっとエリアが、管轄が違うエリア分けがされてございまして、松山の藤本米穀店から供給を受けているというようところでございます。

続きまして、資料編の裏面、8 ページでございますが、これは株式会社丸協の納入実績ということで書いてございます。

9 ページが、物品購入契約、あとは物品概要ということで書いてございます。教科書につきましては13種目、指導書につきましては12種目と。これは道徳を除くものとなっております。

それで、まず原因につきましては、まず町で事務処理をする際に事務処理フローというのがございまして、それに基づいて処理をすることになっております。これは、パソコンのシステム上にも入っております、誰でも確認できるようにはなっておるのですが、その確認を怠ってしまって、平成27年に教科書の購入を同じようにしておるのですが、そのときに金額が500万円代だったんですね。500万円ですと、当然議会の議決も必要ないと。あと決裁が、副町長の決裁で専決であるというようところもありまして、今の事務フローの確認を忘れてしまって、平成27年度にやった手続をそのままやってしまったと、起案してしまったというところでございます。それで、それに対して決裁があるわけですがけれども、その決裁する人間でございましてけれども、それもそのことに気づかず決裁をしまい、最終的には副町長が予定価格を定めてやってしまったと。議会の議決を経なかったということでございます。

それで、それに対しまして、今回事後になりますけれども追認の議決ということでお願いして、これはいろいろ議会の運営に関する部分等々で発行されているものがあるんですけども、宮城県の議長会の関係で出ている書類等々もございまして、取扱いといたしましては基本的には行為自体は違法であるけれども、後から議会の追認の議決を得ればその時点に遡って有効にすることができるというような部分で、そういう判例もございまして、それに従って今回追認の議決をお願いしたというようなところでございます。

いずれ、こういうことはあってはならないことということでございまして、しっかりと今後は事務の処理フローに基づきまして対応すると。あと、決裁者につきましてもしっかりと中身を確認して対応していくというようなところで、二度とないように対応してまいりたいと思っ

ているところでございます。あとは、教育委員会に関連する部分で、町長部局からの同意の提案ということでございますけれども、教育長と教育委員に関する議案がありまして、その次の10ページでございまして、教育委員会教育長の任命というところで、大友教育長が引き続きということで任命するということでご同意をいただいております、あともう一方、今回令和3年2月19日をもって任期満了となる成澤委員でございまして、それで今回その後任として佐藤キヨ氏を任命するということで同意の提案がございまして、これも同意いただいたというようなところでございます。

関係するところの説明をさせていただいたというところでございます。以上でございます。

○教育長（大友義孝） 以上で報告を終わりますが、この報告に対してご意見、ご質問あればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。後藤委員。

○委員（後藤眞琴） 教科書の物品購入契約のこれ、議員さんから、今のような説明で何か意見なんかあったんですか。

○教育長（大友義孝） 教育次長、お願いします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 意見でいただいた一番大きいところは、やはり重大な事だと、ミスであるというようなところでございまして、しっかりとそういうことが再発しないような、事前にちゃんとチェックすることをしっかりとやるべきであるというようなことで、今回のようなことは二度と起こらないようにというようなところをお話をいただいているところでございます。

○委員（後藤眞琴） 僕も、これ何人にもわたって決裁しますよね。それが見逃したっていうの、本当に大変なことだろうと思うんですよね。その辺のところでは、これもう、こういうことを

しちゃったんだからお詫びする以外は何の説明もありませんよね。ですから、もう、多分お話ししているんだろうと思うんですけども、次どういうふうにしたら二度とこういうことが起きないのか、よく話し合っ、本当に文字どおり二度と起こさないようお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

○教育長（大友義孝） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それで、再発防止策といたしまして、事務処理フローで金額ごとに決裁者が定められている表があります。それを決裁の際にここに該当するというものを印をつけて、その伺いの書類と一緒に回す、決裁を受けると。なので、必ずその表と金額を確認して、当然起案する者も決裁する者もそれをしっかり確認してということで、もう実際そのような形で今処理をさせていただいておまして、それをする事によってその金額の確認、決裁者の確認、それができますので、それを徹底して今後引き続きやらせていただきたいと、やっていきたいと思っております。

○委員（後藤眞琴） 分かりました。よろしくお願いします。

○教育長（大友義孝） そのほか、ございませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） なければ、報告第45号については以上で終了させていただきます。

日程 第4 報告第46号 新型コロナウイルス感染症について

○教育長（大友義孝） それでは、日程第4、報告第46号 新型コロナウイルス感染症について報告をお願いいたします。教育次長、お願いします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、私から説明をさせていただきます。

資料は、報告第46号ということで、表題が小牛田中学校の臨時休業についてとなっているもので説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

まず、今回のコロナへの対応につきましては、お電話で大変恐縮だったのですが、ご報告をしながら対応させていただいてきたところでございます。なので、内容についてはある程度分かっていたいただいているというところであると思っております。

まず、この資料につきましては、まず小牛田中学校の臨時休業についてというようなところ

で、令和3年1月19日に、これは小牛田中学校の教職員1名に新型コロナウイルスの感染が確認されたということで、小牛田中学校を1月20日から1月24日まで臨時休業をさせていただいたというようなところでございます。その休業期間中に消毒、あとは小牛田中学校につきましては濃厚接触者はいなかったんでございますけれども、念のためPCR検査を受けるということで、全体で56名でございますけれどもPCR検査を受けて、その結果すべて陰性であったということで、予定どおり1月25日から学校を再開しているというようなところで、現段階でも順調に授業等々をやられているというようなところでございます。

それで、令和3年の1月23日、これは教職員1名ということでございまして、これは19日に1名ということで書いてある方とは別の方ということでございまして、合計2名出たというようなところでございます。この23日に発表のあった部分につきましては、学校内に濃厚接触者もいないですし、PCR検査を念のため受けるといふ該当者がいないというところで、ここにつきましては特段の対応はしていないと、本人のみの対応ですかね、そういう形で対応したというようなところでございます。

それで、その次のページも関連する部分ということで、これは記者発表という形で令和3年1月23日出している資料、その次がその前の令和3年1月19日の資料というところでお配りしているというところでございます。

小牛田中学校につきましては以上でございますけれども、電話でもお話ししておりますけれども、ふどうどう幼稚園あとは不動堂中学校におきましても、これは家族なり本人が濃厚接触者になったということでございまして、本来であれば感染したときに臨時休業を行うというようなルールになっているのですが、やはり感染拡大防止の観点から事前の対応が必要であろうというようなところでございまして、濃厚接触者の時点で臨時休業させていただいたというようなところでございまして、ふどうどう幼稚園につきましては1月25日の1日というようなところでございまして、PCR検査の結果も陰性でありましてその1日のみで再開というようなところでございます。不動堂中学校につきましては、25日と26日、この2日間臨時休業としています。ふどうどう幼稚園の場合は濃厚接触者が1名であったんですけども、中学校につきましては2名ということで、その結果が出るのがちょっと1日多くかかるということもございまして、25日と26日というところで臨時休業にしたというところでございます。これにつきましても検査の結果が陰性であったということで、26日から学校再開しているというところでございます。感染拡大につながらずほっとしているところでございますが、現時点では非常に蔓延しているというか、特に高校ではクラスター等々も発生していて、感染拡大が広がっていると。その影響もやはり

及んでいるというところもございまして、皆さんご注意いただいていると、学校でも保護者でもご注意いただいているというところではございますが、今後状況につきましてはしっかりと注視しながら、適切な対応をしてみたいというようなところで考えているところでございます。

今後、報告をさせていただきながら、案件が出れば対応していきたいというところと考えておりますので、よろしくお願ひしたいというところでございます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） なお、この小牛田中学校の関係については、居住地が美里町内ではないということで、感染者の数には町内のカウントはされていないということでございます。

この件につきまして、ご質問等ございましたらお伺ひしたいと思います。大森委員。

○委員（大森真智子） 1点よろしいでしょうか。幼稚園の、25日に休園になって次の日あるのかないのかっていう結果が分かるのが、検査の時間とかかかった時間にもよると思うんですが、25日この日の夕方6時半過ぎに幼稚園からメールが送られてきたような状況だったんですね。そのメールの中に「明日から通常どおり行います、明日だけお弁当になります」という急な連絡になりまして、コロナの結果以上にお母さんたちが、そこから明日お弁当なんだってっていうふうに騒ぎ出すような状況もあったもので、今後またこういうふうにお休みになっていったときって、次の日というのは結局給食というかそういう、中学校もでしたけれども、給食は止められているというか、止まっているというような状況でいるのか、今回だけなのかっていうのが知りたいと。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 幼稚園につきましては、事前に委託している会社と幼稚園でやり取りをされていて、報告では給食は本当はお出しいただくような段取りにしておいたみたいなんですけど、会社とうまく連絡がつかず、それで連絡がつかないのでお弁当にせざるを得なかったと。本当は、お弁当を供給する予定だったのですが、それがちょっとその連絡がうまくいかずにご迷惑をかけるような形になってしまったということで、今回のみではないかなと。要は、連絡すればいいですよと言われていたみたいなんです。対応できますよと言われていたのですが、その連絡がちょっとつかなくて、急遽幼稚園のほうからお弁当をお願いしますと行ったと思いますので、これにつきましてもしっかりと、例えば連絡するにしても早めにするとか、ちゃんとそこら辺を確認してちゃんと提供するとかですね、その辺はちゃんとしっかりと対応してみたいと思います。

○教育長（大友義孝） 併せてですね、今の給食の提供の関係なんですけど、中学校それから小学

校の関係については、再開するとなったときの給食の提供に関しては食材の調達なんですよ。休むときはまたその逆で、調達しているものですからそれを廃棄にせざるを得ないケースもあると。そういったことがあって、夕方に決断して明日開始するよとってすぐ給食提供できるかっていうとやっぱりできない部分もあるということ、これは保護者の皆様にご理解をいただくことが必要な点だと思っております。また、この再開の時間の連絡に関しましては、いつもPCR検査の結果が夕方6時頃なんです。ですから、私たちも再開するにしても休むにしてももっと早く知り得たいわけなんですけれども、やはり保健所からの連絡待ちしかないものから、どうしても判断するのが夕方の6時以降となってくることがあります。さらに、もう一つ言えば、土曜日のPCR検査結果の通知というのが多いんですね。そうすると、学校を休んでいる最中に、土日ですから、連絡をしていかななくてはならないという部分があって、なかなか保護者さんたちがすぐ理解していただくようなタイミングでの連絡というのは難しい状況になっているんだというところがございます。それにつけても、やはり保護者の皆様方にお弁当等、休みなのか再開できるのか不安を抱かせてしまっているということについては間違いないわけですから、何とか解消できる方向を県にも、保健所のほうにも申入れしていく必要性があるんだとは思っております。以上の部分も付随した報告をさせていただきたいと思っております。

どうでしょう、委員の皆様、何かお伺いしたい点ございましたら。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） よろしいですか。ありがとうございます。

では、日程第4、報告第46号につきましては以上で終了させていただきます。

それでは、ただいま日程第5に今度は入るわけでございますが、日程第5、日程第6、日程第7につきましては、この3か件につきましては秘密会に値すると考えてございます。

お諮りいたします。日程第5の報告第47号から日程第7の報告第49号までは秘密会とさせていただきますと思いますがいかがでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。それでは、この3か件につきましては秘密会とさせていただきますので、事務局のほうで対処のほうをお願いいたします。

それでは、これよりまた開示、オープンな会議ということになりますので、秘密会を閉じさせていただきます。

ここで、若干休憩を入れますか。5分間休憩ということにさせていただきます。あの時計で25分から再開いたします。よろしく申し上げます。

休憩 午後2時20分

再開 午後2時25分

○教育長（大友義孝） それでは、再開をいたします。

日程 第8 報告第50号 基礎学力向上等について

日程第8、報告第50号 基礎学力向上等について報告をさせていただきます。では阿部先生、お願いいたします。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） では、私から大きく3点につきましてご報告と説明をさせていただきます。

まず1つ目は、新型コロナウイルス感染防止対策関連でございます。

前回の定例会でご提示させていただきました美里町立小中学校、幼稚園における卒業式・修了式及び3学期の行事の対応についてということにつきまして、学校への通知とそれから保護者へのお知らせにつきましては、定例会の後に園長会議、校長会議でも協議をして、最終的に完成したものを1月15日付けで配布いたしました。特に、今回は配布に当たっては幼稚園の対応についても文面の中に含まれて提示しています。特に、一日入学関連につきましては、小中では保護者のみの説明会の実施となっております。ただし、幼稚園では入園時のクラス分けにおいてこの機会がとても重要であるという意見もありまして、各園で徹底した感染予防対策を講じた上での実施ということになっております。小中のほうは、入学時の引継ぎでより綿密に行っていただくということをお願いしているところでございます。また、学習・保育参観等今後の諸行事の実施については、各学校、幼稚園の実情に応じてという考え方ですが、現在のコロナ感染状況を見ますと今後大分制限されることも予想されます。現時点の情報では、北浦小

学校、中埜小学校ではこの参観日につきましては懇談会も実施せずに資料配布のみにするという情報が入っております。

2つ目の、令和2年度の宮城県児童生徒学習意識等調査結果につきましては、資料3となりますけれども、今年度は通常であれば6月に実施していたものがコロナ禍ということで令和2年の8月31日から9月4日の期間に各校で設定して実施されたものです。対象は、町内の小学校5年生、中学校1年生となっております。

県が示しております学力向上に向けた5つの提言というものについての状況について、町内の状況を、12月に県から届いていましたので、今回はそのことについて資料をつくりました。ほかの調査結果については、報告書というのがあるんですが、それが県からの発送が遅れているということで、到着後報告をさせていただきます。

そちらの5つの提言の関係の状況といたしましては、資料の最初の表に示しましたとおり、前年度、それから県平均と比べまして5ポイント以上の乖離があった項目に着色をしています。特に、小学校では提言4の「授業で、自分の考えをノートに書くようにしていますか」について前年度より大分落ち込んでいます。これは、やはりコロナ禍で授業を進めるに当たって授業形態に課題が出ている可能性が考えられますので、今後確認が必要であると感じています。これに対し、中学校ではほとんどの項目、比較でプラス傾向になっていること。特に、提言1と2のポイントが昨年よりずば抜けて高い状況です。これは、中学校の先生方の意図的な配慮が考えられるようです。よい意味でこれも確認をしていく必要があると感じております。また、これまでも理想的な授業づくりのポイントとして、提言3にあります振り返り活動の重要性が挙げられておりました。今回の調査結果を見ますと、小中学校ともまだまだ伸び代があると思われれます。今後町での努力事項として、改めて取り上げていく必要があるなど感じました。

続いて、3の令和3年度の主要行事予定、資料4をつけさせていただいております。この1月現在の状況でございます。令和3年度の行事予定については、各学校、園それから保育所それぞれで教育課程等の編成のための会議が行われておりまして、最終調整の段階に入っているようです。ただし、主要行事の中の指導主事学校訪問がこの2月中旬に日程が決定することになっていきますので、その後に行事を再調整したものをもち寄って、2月16日に町内の第2回教育行政会議を開催することになっています。それで、眺めてみますと、3年度からの2学期制導入によりまして、小学校では宿泊的な校外学習とかそれから学芸会の設定に余裕が見られるなどということ。また、修学旅行を夏休み明けに設定する学校が増えたことなどが分かります。一方で中学校なんですけど、やはり中体連とか定期テストの関係で、なかなか大きく変化をさせ

ることができないということも言われています。コロナの状況下での一番の悩みとしての修学旅行の実施時期ということについては、一応業者と契約をしながら設定はしているものの、非常に来年度も判断が難しいという悩みを抱えているようでございます。

本日のご報告は以上なんですけれども、例年ですとこの時期、美里町の教育やそれから町の重点努力事項等に関わる内容についてもご協議いただいているわけなんですけれども、現在、後で協議なされる第2期の美里町教育振興基本計画の策定が今進行中でございますので、それを受けながら今年度中にこのあたりを改めて協議していただくように提案、提示していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、私からの報告を終わります。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

ただいま、報告をいただきました。まだ5つの提言全部出そろってはいないというところ、出てきたとき報告をお願いいたします。どうでしょう、委員の皆さん、報告をただいまいただきました、どうぞご発言いただきたいと思っております。後藤委員、どうぞ。

○委員（後藤眞琴） 5つの提言についての調査ですね、それを見て、1番目、2番目、3番目、これ一番大事なことだろうと思っております。これ、先生方がこういうことを頭に置いて子供たちと接すれば、そんなに難しいことではないだろうと思うんですけれども、かなり、ちょっとなところもあるんですね。それで、中塚小学校ですが、これは本当にいいように見えるんですね。例えば、中塚小学校の場合は「先生から声をかけられたり励まされたりしますか」というのは、令和元年のときには50%だったのが2年では81.3%まで上がっているんですね。同じように「先生はあなたの話を聞いてくれますか」というのは81.2%から91.7%になっていますね。それから3番目も65.6%、これ3番目は「先生はあなたのよいところを認めてくれると思いませんか」、これ本当に一番大事だと思いますので、先生方に心がけるようよろしくお願いいたしますと思っております。

○教育長（大友義孝） 大事なところでございますので、これからも校長会議とかいろいろ会議の中で徹底してまいりたいと思っておりますので、頑張っていきましょう。

そのほか、ございませんでしょうか。留守委員、どうぞ。

○委員（留守広行） 来年度の学校の行事についてありましたけれども、中学校のほうでございませけれども、今年度につきましては修学旅行を何とか実施した中学校と、なかなか実施できなかった学校があるようでございました。今、もうすぐに令和3年度に入りますけれども、今業者さんといろいろ打合せしている中での従来のコースではなく、思い切ってやはり変えてで

も何とか実施してほしいなど。新中学校3年生の生徒の皆さんには何とか実施して、中学校生活楽しかったなというのを残してほしいなという思いでございます。

以上です。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。そうですね。そういう形で、教育委員会からも意見が出たということをお伝えさせていただきたいと思えます。

どうぞ、成澤委員、何か。

○委員（成澤明子） 留守委員さんと同じなんですけれども、たまたま山形の月山の近くの山に登ったときに、蔵王ですかね、修学旅行の一行とお会いしたことがあったんですね。そうしたら、やっぱり本当は東京とかに行くはずだったんですけども、この状況だから近場でやっていますって。でも、やっぱり子供たちはすごく生き生きして、そして近場にもいい所はあるというのが分かってよかったって言っていました。だから、やっぱり方向、東京のほうばかりでなくて、近場の価値あるものをぜひ見せたいなと私も思います。

以上です。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。委員の意見はしっかりと伝えさせていただきます。

ちょっと私も、先ほど成人式の報告をしたんですけども、それぞれの中学校のスライドが映されるんですね。そのときに、今の中学校3年生の子供たちは修学旅行のスライドというのとはなくなるのかなと、寂しい思いもしたところがございます。これにつきましては、できる限り方面を変えてでもやはり実施する方向でお話をさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

では、この件についてはよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、続いて次に移ります。

日程 第9 報告第51号 美里町心身障害児就学指導審議会の答申について

○教育長（大友義孝） 日程第9、報告第51号 美里町心身障害児就学指導審議会の答申について報告をさせていただきます。では伊藤先生、お願いします。

○特別支援教育専門員（伊藤 淳） 前回の定例会で、就学指導審議会に諮問がありました2人

のお子さんについての諮問に対する答申が出ましたのでお伝えいたします。

まず、1名ですけれども、今度小学校に入学する、来年度1年生になるお子さんにですが、特別支援学級入級が妥当であろうと。それから、もう1名、現在小学校3年生のお子さんですけれども、その子についても4年生の進級時点で特別支援学級に転籍が妥当であろうとの答申がありましたので報告いたします。

以上です。

○教育長（大友義孝） 調査、審査、審議の結果をいただきましたので、委員の皆様方に報告をさせていただきます。

なお、この資料については、委員会終了時に回収させていただくこととなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今の報告で何かご意見ございますでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） では、ないようでございますので、次に移らせていただきます。

日程 第10 報告第52号 美里町いじめ防止対策委員会の答申について

○教育長（大友義孝） では、日程第10、報告第52号 美里町いじめ防止対策委員会の答申について報告をさせていただきます。では、教育総務課課長補佐、お願いします。

○課長補佐兼総務係長兼郷土資料館長（藤崎浩司） 私からご説明申し上げます。

事前にお配りしておりました添付資料をご覧いただきたいと思います。

報告第52号です。全部で10ページほどの資料になります。

平成31年2月26日付で教育委員会からいじめ防止対策委員会会長宛てに、美里町立小中学校におけるいじめ防止対策についてということで諮問がございまして、こちらにお答えする期限は今月の31日となっております。それに伴いまして、1月20日付で答申がありましたことを報告させていただくものでございます。

事前に学校にアンケートを取りして、その結果を基に門脇先生と協力して作成したものでございます。1月20日に開催したいじめ防止対策委員会の会議で承認されたものを、今回資料としてお出しさせていただきました。こちらの報告でございます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） この資料全部が報告書という形、答申という形でいいと思うんですが、その内容についてですね、答申をいただいた上で教育委員会としてその対応を図っていくということになると思うんですね。ただ、このいじめ防止対策委員会そのものの教育委員会からの諮問とかですね、答申のやり取り部分についてもう少し調整が必要じゃないかということで、今教育次長と話し合っている最中でございます。当時は、やはり諮問をしてそして委員さんの任期間中にいろいろ審議をいただいて、こうすべきではないかというふうな答申をいただく流れで今まで考えてきたんですけれども、やはりそういったものをもう一度精査する、整理する時期に来たのかなと思っているというところで、まだ今のところ、まだ方向性がしっかりした組み立てはまだしていないわけですが、今後それに向かっていきたいなと思っています。

どうでしょう、この答申を受けて。後藤委員、どうぞ。

○委員（後藤眞琴） ぜひそのようにしていただきたいと思います。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。どうでしょう、委員の皆さん、答申をいただいて。学校の調査結果なんかもあるようでございますけれども。こういったものを参考に、ちょっと先ほど話しした部分、取り組んでいきたいと思いますので、そういう方向で進めさせてもらってよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） それでは、内部で少し調整をさせていただきます。ありがとうございました。

日程 第11 報告第53号 G I G Aスクール構想の進捗について

○教育長（大友義孝） それでは、日程第11、報告第53号 G I G Aスクール構想の進捗について報告をさせていただきます。教育次長、お願いします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、私から説明をさせていただきます。

現在の学校の高速ネットワークの環境、あとは1人1台タブレットということで現在取り組んでおりますので、その状況を説明させていただきたいというところでございます。

1人1台タブレットということでiPadですね、これにつきましては昨年12月25日をもって納品がされているというようなことでございまして、製品は順調に入ったというところ

でございます。それで、現在ネットワークの工事をしております、12月21日から工事を開始しております、現時点で4つの学校が完了しております、順次現在も工事に取りかかっているところでございまして、予定では2月26日で工事完了というような予定になっているということでございますので、2月中には学校の環境とその1人1台タブレットというこの納入なり、あと工事の終了というようなところで完了するということであるという状況でございます。

あとは、もう一つが学校から発信するマイクとか発信機器ですね、遠隔の授業をするための物なんですけれども、それにつきましても12月22日でこれも納品済みであるということで、学校の発信環境も整うのかなというところでございます。

あとは、家庭環境というところがございまして、結局インターネットの環境がないというご家庭もございますので、そこにはその機器を貸し出すとかそういうところで今調整してございます。それで、財政と調整しております、現在のところ一気に全ての学校を休業することはなかなか考えづらいところもございまして、その台数をちょっとどれくらい買ったらいいかということも含めて調整をさせていただいて、今後そちらの家庭環境の整備を進めてまいりたいと考えております、その辺もまとまりましたらご報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） 現在の進捗状況について報告をいただきました。ご意見、ご質問ございますか。後藤委員。

○委員（後藤眞琴） そのハード面では順調に進んでいるということだったんですけれども、ソフトの面、先生方がそれを使いこなせるような研修の面は、それは今どういう状況にありますか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それにつきましては、現在、ここの業務を請け負っているところで、その指導をするための指導書というんですかね、それをつくっております、それをつくった上で、まずは教職員に対してその説明の研修会をするというような段取りで今進めているところでございます。今、その基となる美里町としてのマニュアルをつくることになっておりますので、それを今業者のほうで作成中ということでございまして、それに基づいて今後教師のほうもしっかりと研修をしていくという予定でございます。

○委員（後藤眞琴） それから、環境が整ってちゃんと授業もできるようになる、そのときに対

面の授業と、それを使うようなこと、その辺のところも先生方ちゃんと話し合わなきゃならないですね。その辺のところのお話も同時にやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○教育長（大友義孝） そのとおりですね。そのほか、ご意見ないでしょうか。

私もこれ、毎日新聞とかテレビ見ていると、既に入って子供たちが使っている姿を見ると、うちのほうはいつなんだって何か、早くというような気持ちで、毎日テレビ、新聞見えています。そういったこと、だんだんと準備を進めて、実施に向けていきたいと思ひます。

それでは、報告は以上で終了ということにさせていただきます。

審議事項

日程 第12 議案第22号 学校医の委嘱について

○教育長（大友義孝） では、これより審議事項、2か件ございますが、審議事項に入らせていただきます。

日程第12、議案第22号 学校医の委嘱について審議をいただきます。では説明は、教育総務課課長補佐お願ひします。

○教育総務課課長補佐兼総務係長兼郷土資料館長（藤崎浩司） 議案第22号 学校医の委嘱についてです。私からご説明いたします。

まず、資料の2枚目のほうをご覧いただきたいと思います。

現在の医院さんと変更後との比較をお示ししております。北浦小学校担当であった佐々木先生の退職に伴いまして、佐竹先生に変更させていただくものでございます。任期は、1月29日から今年令和3年の3月31日まで、残任期間となっております。

私からの説明は以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。この議案について、すぐお諮りすればよろしいわけですが、お二方お願ひしたところだったんですが、これからのコロナの関係で、その検診の日程がいろいろとずれてしまったんですね。それで、日程的に合わせて北浦小学校をやっていたかどうかということになったんですが、あいにくちょうど学校閉鎖している時期にぶつかってしまいまして日程を変えたところ、この先生がなかなか対処できないということになりまして、それで佐竹先生にお願ひするというような内容に変わったということでございます。

す。

以上がこの説明でございます。ご質問、ございませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） ないようですので、人事案件でございますので、討論は省略いたします。
では、直ちに採決に移ります。

議案第22号 学校医の委嘱について、原案のとおり賛成の委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

挙手全員でございますので、議案第22号については原案のとおり承認いただきました。ありがとうございます。

日程 第13 議案第23号 美里町いじめ防止対策委員会委員の委嘱について

○教育長（大友義孝） それでは、日程第13、議案第23号 美里町いじめ防止対策委員会委員の委嘱について審議をいただきます。では、説明をお願いいたします。

○教育総務課課長補佐兼総務係長兼郷土資料館長（藤崎浩司） 引き続き、私からご説明申し上げます。議案第23号 美里町いじめ防止対策委員会委員の委嘱についてでございます。
お手元の資料をご覧ください。

現在委員は10人で、条例で定められた2年の任期で今月の1月31日付で任期満了を迎えます。同じメンバーで新たに2年の任期をお願いするものでございます。ご本人様には一応内諾はいただいております。

以上、私からのご説明でございます。

○教育長（大友義孝） 1月31日をもって任期満了となるということで、新たに委員の委嘱が必要ということの説明でございました。

この件につきまして、ご質問をいただきたいと思っております。質問ございませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 質問ないようでございます。人事案件です、討論は省略させていただきます。

これより採決に移ります。

議案第23号 美里町いじめ防止対策委員会委員の委嘱については原案のとおり賛成していただけるの委員皆さんの挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○教育長(大友義孝) ありがとうございます。

挙手全員でございます。議案第23号につきましては原案のとおり承認をいただきました。ありがとうございました。

なお、このいじめ防止対策委員会の次期会議でございますが、一応2月を予定しておるところでございます。

以上、付け加えさせていただきます。

協議事項

日程 第14 第2期美里町子ども・子育て支援事業計画の改訂について

○教育長(大友義孝) それでは、次から協議事項に入ります。この協議については、件数が多いわけですが順番どおり進めさせていただきます。

日程第14、第2期美里町子ども・子育て支援事業計画の改訂について協議をさせていただきます。子ども家庭課長と子ども家庭課の課長補佐が出席をしていただいております。内容の説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○子ども家庭課長(櫻井清禎) それでは皆様、改めましてこんにちは。子ども家庭課の櫻井でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、説明のお時間をいただきまして大変ありがとうございます。今日は、子ども家庭課から第2期美里町子ども・子育て支援事業計画の改訂についてご説明をさせていただきます。

子ども・子育て支援事業計画につきましては、子ども・子育て支援法の第61条で5年を1期として教育、保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に対する計画を定めるものとされております。

美里町におきましても、第2期計画として令和2年4月から5年間の計画を定めているところでございます。この現計画につきましては、昨年2月25日に開催された教育委員会定例会でもご説明をさせていただいておりますが、教育委員会部局と町長部局との協議が不十分と

いうところもあり、また来年度からの第2次美里町総合計画・総合戦略及び教育振興基本計画との整合を図るため、見直しを行うこととさせていただいております。

令和2年度に入ってから、教育総務課と子ども家庭課での幼稚園・保育所の今後の在り方の協議、また第2次美里町総合計画・総合戦略の計画が整っているところから、美里町子ども・子育て支援事業計画の内容を見直しさせていただき、本日計画の改訂案をご説明させていただくものでございます。

計画の見直し内容につきましては、課長補佐の齋藤から説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（大友義孝） それでは、子ども家庭課の齋藤課長補佐、お願いいたします。

○子ども家庭課課長補佐（齋藤 眞） 子ども家庭課課長補佐の齋藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、説明をさせていただきます。座って説明させていただきますことをお願いいたします。

それでは、事前に配付させていただいております資料、A4判の用紙1枚物になります。こちらが、子ども・子育て支援事業計画の改訂についてというようなA4判の1枚物になります。こちらをご覧ください。

こちらでは、現行計画の見直し内容についてお示しさせていただいております。大きく4点の見直し内容になりますが、1点目が令和3年度からスタートする第2次美里町総合計画・総合戦略及び美里町教育振興計画と現行計画との整合を図るものでございます。

2点目が、現在の計画を令和2年3月に策定しておりますが、それ以降に新たに開園した保育施設、廃止となった保育施設がございますので、施設数の見直し及び教育・保育の提供体制の見直しを行うものでございます。

3点目が、人口推計の見直しになりますが、これは令和2年4月1日時点の人口の確定及び令和3年4月1日時点の人口見込みにより大幅な減少が見込まれ、提供体制の確保量にも影響があることから、人口推計の見直しを行うものでございます。

最後、4点目になります。今後の施設の在り方の修正を行うもので、待機児童の状況、放課後児童クラブの利用希望の増加等の状況を踏まえて、今後の施設の在り方の見直しを行うものでございます。

以上、4点が今回の見直しのポイントとなります。

それでは、具体的な見直し箇所についてご説明させていただきます。

まず、資料1をご覧ください。

こちらが、第2次美里町総合計画・総合戦略の政策1 教育の振興、政策5 子育て支援の充実を抜粋した資料になっております。子ども・子育て支援事業計画との関連箇所について朱書きにしております。総合計画の関連箇所について改めて確認をお願いしたいと思います。

資料の19ページをお開きください。

政策1 教育の振興、施策1 学校教育の充実の②施策を取り巻く現状と課題になりますが、「核家族、共働き世帯等、家庭環境の変化によりその年齢に必要な生活習慣が十分に備わっていない幼児がいます。このため、就学前に基本的な生活習慣を身に付けさせることが大切です」という現状と課題に対して、20ページの③施策の展開で「就学前の幼児教育については、世代間交流、植物、農作物栽培、小中高生・地域住民との交流、食育、挨拶運動の多様な取組を行うことにより、幼児が円滑に就学することができるような教育に努めます」としております。

続いて28ページ、施策5 教育を振興するための基盤整備の②施策を取り巻く現状と課題では、「預かり保育を必要とする家庭が増加しています。このため、預かり保育のニーズに対応するためには、子育て支援と連携し、持続可能なサービスの在り方の方向性を検討することが必要です」という現状と課題に対して、③施策の展開では「預かり保育のニーズに対応できる幼保連携の環境づくりを目指します」としております。

続いて47ページをお開きください。

政策5 子育て支援の充実、施策13 働きながら子育てをする家族を支援するための対策の②施策を取り巻く現状と課題では「待機児童解消のための対策と併せて、子どもたちにとって良い教育・保育環境となるよう子育て環境の充実を図ることが必要です」ということと、「放課後児童クラブでは、小学3年生までの児童を対象としていますが、小学4年生以上の児童の受入れが求められています。また、施設の老朽化進み、その対策も必要とされています」という現状と課題に対して、48ページの③施策の展開では「就学前の子どもの教育と保育を一体的なものとして捉え、幼稚園と保育所の良さをあわせもつ認定こども園について、公立施設の民間移行も視野に入れながら教育委員会と連携し検討を進めます」とし、「放課後児童クラブにおいては、放課後児童支援員を適正に配置するとともに、対象児童の学年の拡充を行います。また、老朽化の著しい施設については、計画的に整備を進めます」としております。

以上の総合計画の関連箇所との整合を図り、また先ほどお話しした施設数の修正のため、子ども・子育て支援事業計画の見直しを行います。

続きまして、お配りしております修正前・修正後のカラーの別冊のほうをご用意ください。

こちらは、修正前・修正後の子ども・子育て支援事業計画を横並びで作成しているものになります。こちらは、子ども・子育て支援計画の今回修正した箇所の抜粋になっております。

まず、資料の8ページをお開きください。

こちらは、第1期子ども・子育て支援事業計画の評価のページになります。朱書き部分が修正した箇所となります。左右見比べていただくと、3段目、「11. ファミリーサポートセンター事業」のところが、こちらが赤く修正しておりますが、中ポチを追加しております。また、表内の元号の表記が抜けておりましたので、「平成」「令和」の表記を追加いたしました。また、現行計画策定時点では令和元年度の数値が（見込み）でしたので、こちらを数字が確定したものでありますので（実績）と表記を直しております。

続いて、26ページをご覧ください。

第2章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策となります。こちらで、子ども人口の推計を記載しております。先ほどお話ししたとおり、現計画で見込んでいる推計から、今後令和2年度の実績等を踏まえると大きく減少することが見込まれ、利用見込みと確保の方策に大きく影響することから、人口推計の見直しを行うものでございます。

令和2年度については、令和2年4月1日時点の実績、令和3年度の0歳児については令和2年4月から12月の実績に1月から3月の出生予定数を足した数になります。100人ということで大きく減少することが見込まれ、計画の量見込み、確保方策に大きく影響を及ぼすことから見直しを行うものでございます。

続いて、27ページから29ページにつきましては、人口の推計の見直しをしたことによる各年齢の量見込み、確保方策の見直しを行ったものになります。

続いて、30ページをお開きください。

こちらは、各事業の推進の方向性になりますが、こちらは保育所・幼稚園・認定こども園、認可外保育施設に分けて掲載をしております。

まず、保育所になりますが、修正を行っているのが朱書きの部分になっております。修正前の記載と比較していただきますと、小規模保育施設数が2施設から3施設、事業内保育施設1施設が追加されております。こちらは、令和2年4月から新たに開園した施設を追加しているものでございます。また、修正前の記載では、老朽化した小牛田保育所分園の代替施設となる認可外保育施設の小規模保育施設の移行支援を引き続き行うこととしておりましたが、来年度以降待機児童の解消も見込まれることから、移行支援だけではなく現状の民間保育施設の連携強化、また小牛田保育所分園を廃止の方向で進めていくという記載に改めております。

続きまして、幼稚園になります。第2次総合計画・総合戦略の中で、就学前の児童について基本的な生活習慣を身につける大切な時期としておりますので、「就学前の幼児教育については基本的な生活習慣を身に付ける大切な時期となることから、幼児が円滑に就学することができるような教育を実践していきます」とし、また総合計画の中でも預かり保育については増加しているとしておりますので、字句の修正と、幼児教育については字句が抜けていたので追加をさせていただき、総合計画との整合性を図っております。

認定こども園につきましては、総合計画において幼保連携の環境づくり、また就学前の子どもの教育と保育を別々に行うものではなく一体的に行うことの方角性を示しており、また施設の認定こども園化につきましても柔軟な発想と時代に合った特色のある運営を行う民間事業者への移行を視野に入れながら検討を進めてこととしておりますので、朱書きの記載のとおり「教育並びに保育を必要とする満3歳以上の子どもに対する教育・保育を一体的に行うため保育所と幼稚園の機能をあわせもつ認定こども園制度導入の検討を進めていきます」と記載の修正を行い、「民間移行も視野に入れながら検討を進めていきます」と文言の追加を行っております。

続いて、31ページの認可外保育施設になります。こちらは、令和2年3月に認可外保育施設1施設が閉園をしたことから、施設数を4施設から3施設に修正するものでございます。

続いて、32ページ、表の一番下になります。

放課後児童健全育成事業、この事業は放課後児童クラブ事業になりますが、①量の見込みと、②、③確保方策の見直しを行うものでございます。放課後児童クラブにつきましては、年々利用希望が増加していること、また4年生以上の受入れも行いたいと考えていることから、朱書き記載のとおり修正を行うものでございます。児童クラブごとの詳細な内訳につきましては、事前にお配りしておりました資料2のとおりでございます。

続いて、38ページになります。

こちらは、同じく放課後児童健全育成事業の関係になります。修正内容は、先ほどお話しした4年生以上の受入れ拡大と、来年度以降老朽化している施設の整備を進めていく予定であることから、朱書き記載のとおり修正を行うものでございます。

下の表につきましては、先ほど確認していただきました表の再掲載となっております。

続きまして、39ページです。

新・放課後子ども総合プランとなります。このプランにつきましては、国で策定いたしましたプランになりますが、新・放課後子ども総合プランの前のプランとなります放課後子ども総

合プランを平成27年度から平成30年度で策定し、放課後児童クラブの待機児童の解消を目指しておりましたが、女性の就業率の上昇、共働き家庭の増加により想定を超える伸びとなっていたため、引き続き自治体の施設整備の支援等を行うため、令和元年度から令和5年度までの新・放課後子ども総合プランを策定しております。町といたしましても、このプランによる国の整備支援を受けて新プランの計画期間内に施設整備を行っていききたいことから、朱書き部分の修正を行うものでございます。また、新・放課後子ども総合プランの中では、放課後子ども教室と放課後児童クラブを一体的に運営することも目標としているため、次ページで目標事業量を設定するものでございます。

以上が、計画見直し内容の説明となります。今後も、教育総務課と連携をいたしながら、引き続き子育て支援事業の推進を行ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） 丁寧な説明をありがとうございました。第2期の子ども・子育て支援事業計画の改訂について説明をいただきました。どうぞ委員の皆さん、ご意見をいただきたいと思っております。何かございませんでしょうか。後藤委員、お願いします。

○委員（後藤眞琴） 分からないながら読ませていただいて、ちょっとだけお話ししたいと思えます。

一つは、総合計画を踏まえて書き直したんだということで感心しました。それで、一つお伺いしたいのは、もらった資料の38ページの放課後児童健全育成事業の今後の対応ということでの2つ目の段落、パラグラフの、この今後はのところで、4年生以上の児童の受入れも検討していきますってこれちょっと弱いなっていう感じがするんですよね。4年生から受け入れてくださいっていう要求がかなりあるということは認識しておられて、ここでいつまでに検討しますと、もうちょっと強い言葉があってもいいんでないかなっていうふうな感じを受けました。次の39ページには、この計画期間内にこうこうしますという文言が入っているんですよね。これ、計画期間内といっても5年ですからね、弱いのは弱いんですよね。5年以内にやればいいんだっていうふうにも含まれていますので、できるだけ早くしてほしいんでないかと思えますので、そういうことをもう一度考えていただければありがたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

それから、もう一つです。30ページです、一番下のほうに国の方針に準じて認定こども園に移行できるよう民間移行も視野に入れながら検討を進めていきますと。これ、経済的な面で

は解決できない問題ですよ。教育のことを考えて保育を。ですから、この民間移行も視野に入れながらというときは、当然これを検討するしかるべき組織なりをつくって検討するっていうような解釈でよろしいわけですか。

以上です。

○教育長（大友義孝） 2つですね。子ども家庭課長、お願いします。

○子ども家庭課長（櫻井清禎） それではまず1点目ですね。4年生以上の子供の受入れにつきましては、放課後児童クラブを運営するに当たっての運営指針の中でも小学校に通学する児童の受入れ、1年生から6年生までということで、そういった指針が示されているところでございますので、この新・放課後子ども総合プランの計画期間5年間ということで定められておりますので、できる限りこの期間内で6年生までの受入れを進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員（後藤眞琴） その期間のできるだけ早い時期に。

○子ども家庭課長（櫻井清禎） 分かりました。

2点目の、認定こども園ですね、こちらの制度導入に当たりましては、先ほど課長補佐からも説明いたしました。今民間事業者の中ではとても特色ある運営とか時代に合った運営ということで、魅力的な運営をされているところも、そういうところもありまして、民間移行も検討していきたいということを考えております。専門的に検討する組織ということなんですけれども、この部分につきましても今後組織というか検討する場を設けて、こちらのほうも進めていきたいと思っております。

○教育長（大友義孝） ほかに、委員さん、ないでしょうか。忌憚のないご意見いただければと思います。

いろいろ今説明をいただいたところですが、もうちょっと強めの表現でいいんじゃないかということ、どうぞ検討をお願いしたいと思います。また、これまでも子ども家庭課と教育総務課の中でいろいろと協議を重ねてきたということもございますので、方向性はこういった方向性で進めていくよという理解の下で進めてきたと認識はしているところです。ただ、書面として、事業計画ですので、しっかりとこれが反映できるような文字になっていれば、強く出していくという後藤委員の意見もありますのでね、どうぞ検討をお願いしたいと思います。

では、この件について協議、よろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、いろいろとありがとうございます。ただいまのご意見、何とか盛

り込んでいただければと思いますのでよろしく願いいたします。本当にありがとうございます。
した。

それではこれより暫時休憩をいたします。再開は30分ということにさせていただきます。

休憩 午後3時23分

再開 午後3時30分

○教育長（大友義孝） では、再開をいたします。

日程 第15 子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等に係る連携施設に関する協
定書の締結について（小規模保育事業施設おひさま第二保育園（仮称））

○教育長（大友義孝） 協議事項、続いて行います。

まず日程第15、子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等に係る連携施設に関
する協定書の締結について（小規模保育事業施設おひさま第二保育園（仮称））というこ
とで
ございますので、説明を青山主事お願いします。

○教育総務課主事（青山裕也） では、私からご説明さしあげたく存じます。着座にて失礼いた
します。

まず、お手元資料の確認からお願いします。既に、事前に配付させていただいております資
料に基づき説明をさせていただきます。今回の説明につきまして、資料、少し量が多くもご
ざいますので、必要箇所にてご説明をさせていただきたく存じます。

ご説明箇所につきましては、まず表紙1枚目から2枚目にかかる概要、あと3枚目にかかる
根拠条例、あと4枚目にかかります今回の対象となる施設の概要、あと5ページ目以降にあり
ます協定書の素案という形でございます。以降の資料につきましては参考資料という形で今回
お付けさせていただいているところがございますので、今回の説明につきましてそれ以降につ
きましては大変恐縮ながら割愛させていただきたく思います。

では、1ページ目から順に説明させていただきたく存じます。

まず本件は、家庭的保育事業等の連携施設に係る概要でございます。そもそもこの連携事業

ですね、何についてこれを行わなきゃいけないのかというところでございますが、こちらにつきましては今現在、町内の保育所に係るところがございまして、こちら従前のところは公立が主となっていたところでございますが、やはり待機児童の増加の絡みで、民間の事業者というのも一定数存在しております。その中で、特にこの待機児童という問題を牽引しているのがゼロから2歳児のお子さんの待機児童数が多くなってきているというところがございます。今、国の施策としまして、ちょうど平成27年度からこの待機児童解消に向けて子ども・子育て支援新制度という名の下、いろいろと改革を行ってきたところがございます。その中で、このゼロから2歳児の問題点に対応しようというところで、従来のゼロから5歳時までの一般的な保育所以外にゼロから2歳児に限定した保育所、要は市町村の認可の下で行いましょうという制度を設けたところがございます。

今回、協議させていただく内容というのは、このいわゆるゼロから2歳児を主とした市町村が認可する事業施設についての内容ということでご理解ください。その中で、今回対象となるところ、概要の一番上、連携主体となる事業のうちの1番、小規模保育事業と、こういったものも対象となっております。現在、町のほうでは本年度の当初時点で3施設が開所しております。

実は、この連携協定というのは、昨年度も同様の案件で協議させていただいた経緯がございまして、基本的にはその内容と同等というふうにご理解ください。

この連携いただく内容でございます。概要のその下ですね、（連携内容）というところがございます。こちらについては3つございます。この内容につきましては、先ほど冒頭ご説明の3枚目の条例に記載がされておりますので、こちらは一応条例を基にこれを連携していきたいというご理解でございます。

ただし、この連携内容の、全部で3つお示しさせていただいておりますが、今回対象として協議させていただくのが幼稚園でございます。そういうところもございまして、この3つのうちの2番目、必要に応じて代替保育を提供する、こちらについては幼稚園との連携内容からは除いています。要はこの記載のとおりでございますが、端的に申しますと、やむを得ない事情でゼロから2歳児の小規模保育施設で保育の提供ができない場合、それを代替として受け入れるというような内容でございます。どうしても、幼稚園とこの小規模保育施設、対象年齢がそれぞれ違くと。ゼロから2歳児と、3歳から5歳でございますので、やはり職員の受入れ体制を考慮した際に、あまり環境が違い過ぎると。職員のほうも対応出来ないであろうというところが非常に強いところがございます。ですので、こちらの2の部分については、本件の連携協

定の内容から入れておりません。

なお、この2の部分につきましては、その後ですね、連携施設に係る例ということでイメージ図でお示しさせていただいておりますが、これは決して一つの園で全てを連携しなきゃいけないということではございませんので、あくまでこの1から3に挙げた内容を複数の施設で併せもって連携することを可としております。ですので、1から3の内容にプラスこの2の内容については保育所側で受け入れていただくということで、前提として協議させていただければと考えております。

なお、この連携内容の3つ挙げさせていただいたうちの3番目ですね。このあたりもご説明させていただきますが、こちら、先ほどの申し上げた小規模保育施設というのがゼロから2歳児というところがございますので、2歳児が卒業されてしまった後、その後の受入れ、いわゆる接続という意味での受入れ先という意味でこの3番を示させていただいたと。ただ、先ほど申し上げたとおり、あくまで1施設で全てを受け入れる必要は想定しておりません。あくまで、複数施設の上でこれを受け入れるというものでございますので、町内ですと今保育所が2か所、幼稚園が3か所ございますけれども、こちらを全て含めた上で受け入れるというのが可能でございますので、そのように想定しております。

2枚目につきまして、2枚目にかかります概要については、実際どういうところが対象となるかというところがございます。先ほど、簡単にちょっと申し上げてしまいましたけれども、原則として保育所、幼稚園、認定こども園というところが対象となっております。町内ですと、保育所と幼稚園が該当しますので、この2つの施設をもってお子さん、小規模保育事業施設の連携施設として連携を図っていこうというものでございます。それ以下につきましては、これはちょっと補足説明程度ですので、本日については割愛させていただきます。

3枚目でございます。こちらは美里町のほうで、こちらの小規模保育施設に係る事業を含めた家庭的保育事業等ということでございますが、そちらの設備及び運営に関する基準を定めた条例でございます。こちら、対象となる条文のみ抜粋させていただいておりますので、本件のいわゆる根拠となる部分というようなご理解をいただくと幸いです。

続きまして、4ページ目でございます。

こちらが今回連携先として予定しております事業者の概要でございます。施設種別としては、申し上げましたとおり小規模保育施設でございます。施設名というのが、おひさま第二保育園という名称です。こちら第二とついているのは、実は昨年度、おひさま保育園というところで一回お話しさしあげているところがございまして、その際の実は同じ事業者が来年度の4月開

園を目指して、今開設の申請を行っているというところでございます。施設内につきましては、ちょうど同敷地内の向かいに建設をしているところございまして、4月に向けて今動いているというところでございます。あと、施設定員等については記載のとおりございまして、こちらの2歳児の7人というところが連携先として受け入れていただく施設に分散していくというところでございます。実際、受入れ人数の想定というのはその下でございます。定員（2歳児）7人に対し、幼稚園、これは先ほど申し上げたとおり複数園で受け入れるものでございますので、こちらはあくまで3園でこの3人という形でありまして、保育所についても同様でございます。その下の部分については、昨年度締結までさせていただいております連携協定を結んだ各園の今の現状というところでございますので、ここもご参考まで見ていただければというところでございます。

続きまして、5ページ目です。

こちらが今回の連携協定を結ぶに当たっての協定書の案という形でお作りさせていただいております。協定書案につきましては、昨年度締結させていただいたものと特に内容は変えておりません。同様の内容で今回のおひさま第二保育園に係る字句の修正を加えた上で協定書案という形でお作りさせていただいております。

今後、こちら協議等々進めさせていただいた上で、先方のほうが4月1日開園を控えており、3月に認可申請の最終的な審査が入るというところもございまして、その時期に何とか間に合う段取りというようにお話をしておりますので、今回その前段というところもございまして、一応この内容でいかがでしょうかというところで協議をさせていただきたく存じております。

以降につきましては、参考程度という形でお示しを今回させていただいておりますので、ご説明は以上で終了させていただきます。

○教育長（大友義孝）　ありがとうございます。

ただいま説明いただきました。去年の今頃だったのでしょうか、前にやっているんですけども、新たな開園する保育園ができるということで今回協議をさせていただくという内容です。どうぞ、ご質問、ご意見頂戴したいと思います。何か、委員の皆さん、ございませんでしょうか。ありがとうございます。

ちょっと、私思ったんですけども、昨年いただいたとき初めての協定書ということだったんですけども、今改めて見ると、分担が幼稚園と、町立の保育所もあるわけですね。3つでの協定書というのを考えなかったんだよなと思ってね。それぞれ、幼稚園は幼稚園、保育所

は保育所で多分結んだんだらうなと思うんですけども。そういったことを3者でやるという部分はなくてよかったのかなと思って。何か考えられましたか。

○教育総務課主事（青山裕也） 幼稚園と保育所を一体でまとめられないかっていうことを検討させていただいてまして、この件につきましては締結先、保育所であれば町長との締結というところなんでしょうけれども、教育委員会の部局のほうですとどういった形が取れるのであろうかというところで、教育委員会で協議させていただいていた中で、締結の相手方をすべて町長としてやること自体は今のところ難しいのではないかということで回答いただいた経緯があって、これはどうしても、おっしゃったように分かれるとなっているという現状でございました。

○教育長（大友義孝） なるほどね。幼稚園は幼稚園として、教育委員会と協定を結ぶと。保育所とこのおひさま第二保育園との契約はまた別にするということになったということですね、見解的にはね。分かりました。

よろしいですか、一応こういう形で協定していかななくてはならないという国の方針ももちろんあるわけでございますので、どうぞご理解いただきたいと思います。ありがとうございました。

日程 第16 十王山公園等の史跡公園化について

○教育長（大友義孝） それでは次に移ります。日程第16、十王山公園等の史跡公園化について協議をいただきたいと思います。では、岩淵係長出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

○文化財係長（岩淵竜也） 文化財係の岩淵です。よろしくお願いいたします。

本日は、十王山公園等の史跡公園化についてということで、ご提示させていただきます。

十王山公園は、この役場西側県道を挟んで、大体同じくらいの位置にあります十王山公園という場所が今回メインで話をさせていただく部分になります。敷地内に、町内で一番古い樹木、十王山槻ノ木というケヤキの木が生えておりまして、それが平成30年に町指定の天然記念物になっております。天然記念物に指定をする調査を進める中で、この十王山公園が民間の土地であるということが分かりまして、その所有者さんに文化財指定の同意を強く求めていたところであったんですけども、なかなか実現しないまま棚上げなっておりました。しかし、その後、地元の木間塚1、木間塚2の区長さん方経由で、教育委員会ではなく町の管財当局のほう

に土地の寄贈の申出がございまして、町としてはこれまで地元で行ってきた管理を引き続き同様に行っていただけるのであれば、町のほうで寄贈をお受けしたいという口約束というか、そのような条件の中で寄贈の受入れがなされたと。それが平成29年のお話でございました。

文化財指定には、所有者の同意さえあれば指定できるということがございますので、それを受けて平成30年に新所有者である美里町長名で同意書を頂きまして、先んじて天然記念物の文化財指定をしたところではあるんですけども、一応その土地受入れの際にそのように天然記念物がある公園だと、またそれから埋蔵文化財包蔵地としまして宮城県の遺跡地図に掲載、登録もされておる場所となっているため、今後は町では史跡公園という位置づけの下活用していったらいいのではないかというような意見を受けておりまして、今回は史跡公園に位置づけていってよいだろうかというご相談になるようになります。

何でこの時期にというと、受入れた土地についてはその範囲を確定しなければならないということで、受入れ後からちょっと時間はかかりましたけれども、先日1月21日付けで防災管財課から境界の確定ができたという報告を教育委員会のほうで受けまして、それをもって皆様のほうに今日お諮りをさせていただいているというようなところでございます。後ろにつけました地図は、住宅地図のほうはおおよその位置図を表したものでして、2枚目のA3縦の図面はこれが十王山公園の敷地境界確定図の写しになります。縮尺は500分の1、地図上の1cmが実際の5mという大きさになっております。隣接地との境界画定、位置図東南に地権者さんがいらっしやらないということで、その確認を取るのに非常に時間がかかり、最終的には立会いができないということで、いらっしやらないまま一応確定をしたというような内容でございましたけれども、この南北に細長い十王山公園、こちらを町の史跡公園に位置づけていきたいというようなところでございます。

十王山公園のみならず、今町には一応史跡として国の史跡山前遺跡、またそれから町の史跡素山貝塚がございまして、これらについても実は史跡公園という位置づけにまだなっていないところがございまして、あわせてこの十王山公園とともに町の史跡公園として位置づけて今後活用をしていきたいと考えております。

ただ、史跡公園ですね、位置づけるためには史跡公園条例をよくよく読み込んでいくと、それに合致しないところがありまして、史跡公園条例の改正も含めた今後作業というのが必要となってくることから、事前に皆様のほうに十王山公園と史跡山前遺跡、それから素山貝塚について今後町の史跡公園として活用していったらよろしいか、お諮りさせていただいた次第でございまして。

現段階では、今後どのように活用していくかというところまでの議論がなされておられませんので、位置づけた上で進めて行きたいところがございますけれども、その前段階としまして、史跡公園として位置づけて、これから関係者とともに協議、作業を進めていきたいと考えている次第でございます。よろしくお願いたします。

○教育長（大友義孝） ただいま説明をいただきました。内容については、今までの経過があったということでございますけれども、どうぞご意見いただきたいと思っておりますけれども。後藤委員お願いします。

○委員（後藤眞琴） 今日もらった資料なので、きちっと読んでいないんですけども、まず一つ、史跡公園にする意味、それからそれをするに当たって文化財保護委員会でこういうことを検討してもらってもいいんでないかという、今、ざらっと読んでです、その辺のところ、まずご説明をお願いします。

○教育長（大友義孝） どうぞ、岩淵係長。

○文化財係長（岩淵竜也） 史跡公園にする意味についてですけれども、まず、その場所がただの遺跡出土の登録、それから指定文化財がある場所というだけで終わらずに、ある意味肩書といえますか、史跡公園という町でも認められたきちんとしたその歴史を学ぶ場所であるんだということが確定、明確になることによって、より地域の方々にもそれについての理解を深めていただきまして、今後史跡のみならず、広く文化財の保護、保存につなげていきたいという思いから、史跡公園にぜひ位置づけたいというような考えでございます。

文化財保護委員会との関わりにつきましては、もちろんこれは史跡の今後の活用という部分について、専門家でいらっしゃる委員さん方から様々な意見をいただいた上で、我々考えていかなければならないことがございますので、教育委員の皆様のみならず、文化財保護委員の先生方からも様々な意見をいただきながら進めていきたいと考えております。

○委員（後藤眞琴） まず、文化財保護委員会で検討していただいて、その結果をまとめていただいて、教育委員会に改めて提出していただければ、いろいろ僕たちも分からないところ考えられるんでないかと思えます。それはいかがでしょうか。

○文化財係長（岩淵竜也） ありがとうございます。そのようにして、追々、いただいた意見等々をまとめまして、検討させていただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

○教育長（大友義孝） 成澤委員、どうぞ。

○委員（成澤明子） 質問なんですけれども、槻ノ木が天然記念物だっということとは有名な話なんですけれども、埋蔵文化財包蔵地であることってということから史跡公園としたいということ

なんですが、埋蔵文化財って例えば具体的には何なんですか。

○文化財係長（岩渕竜也） 十王山公園、その範囲自体が十王山遺跡という遺跡名称で県の遺跡地図に登録されているところではあるんですが、詳細な発掘調査は行われていないので、その正確なというのは現時点では細かくは分からない部分があります。ただ、南郷町史等を読むと、近隣における館ノ山遺跡や神明社の敷地から土師器が出たとかですね。それから、十王山公園の整備の間に石碑が出たとか、そういった話がございます。何か調査をすれば出てくる可能性はありますけれども、いかんせん地面の中のことですので、掘ってみるまでちょっと分からない部分はあるんですけれども、現時点として宮城県遺跡地図の遺跡に登録されているという事実がございます。

○教育長（大友義孝） よろしいですか。留守委員、どうぞ。

○委員（留守広行） 前、お話あったとおり、文化財保護委員会のほうで協議をしていただきたいとは思いますが、その中で、仮に史跡公園化になった場合、一般の催物でこの公園を使用したいというときに何か制約等が発生するかどうか、そういうことも協議の中に入れていただきたいなど。私、内容分からないですけれども、十王山ってたしか桜まつりとか何か催物を毎年やっているかと思います。どのくらいの範囲でやっているかは見たことはないんですけれども、そういう史跡公園化になれば制約されてしまうのかどうかというのも、どうかご協議の中で入れていただければと思います。

○文化財係長（岩渕竜也） 史跡公園条例の中では、利用についての制限等々は町都市公園のほうの制限に準ずるといって根拠がありまして、史跡公園という位置づけになるそうなんですけれども、そもそも教育長とも話をする中では町の一般財産として管理をしていくものか、普通の、通常の公園に位置づけるものなのか、史跡公園に位置づけるものなのかというような助言、アドバイスもいただきまして、それも踏まえてこれから関係部局等々と相談をしていきたいと考えております。一応、私担当個人としては、やはり文化財の保護、保全というほうにつなげていきたいので、ぜひ史跡公園にとは思いますが、ただ、いずれどこの公園の位置づけになろうとも、町の財産になろうとも、今までどおりの管理というところで地元で町としては希望しているところがございますので、使えなくなるというところは何としても避けたいという。また、それから、町のパンフレット等々でも桜の名所として町内外に広くお知らせしている公園でもございますので、やっぱりその辺を考えると、これまでどおりの使い方を念頭に置いた上で、様々な位置づけというものを考えていきたいと考えております。

○教育長（大友義孝） よろしいですか。では、今いただきましたご意見を、整理をかけて、文

化財保護委員会のほうにも相談に乗っていただくという形を取らせていただければと思います。では、その方向で進めていくということにさせていただきたいと思います。後藤委員。

○委員（後藤眞琴） もう一度確認ですけれども、まず文化財保護委員会でこの問題をいろいろお話し、協議していただいて、それを教育委員会にお示しいたいて、そこで改めて教育委員会で協議すると。

○教育長（大友義孝） 思うんですけれども、これ諮問という形取らなくていいのかなってちょっと思ったんですけれども。教育委員会から文化財保護委員会に、こういった形で史跡公園の条例として位置づけたいのでいかがなものでしょうかという諮問をね、きちとした上で、文化財保護委員からその答申をいただくと。それで、ここでもう一度、その答申を受けて教育委員会でじゃあどうしますかという形のほうがいいんじゃないのかなってちょっと思うんですけれども。ただ、文化財保護委員会に諮問する項目としてなじむかどうか、もう一度確認をさせていただいて、説明させていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思いますけれども、そういう形でよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。では、この十王山の公園の史跡公園化については、以上で終了とさせていただきます。

日程 第17 後藤家文書整理解読事業における解読作業への協力依頼について

○教育長（大友義孝） 続いて、日程第17、後藤家文書整理解読事業における解読作業への協力依頼について協議をさせていただきます。岩淵係長でよろしいですか。

○文化財係長（岩淵竜也） それでは、引き続き、私岩淵から申し上げます。

前回の定例会で後藤家文書の整理解読事業、実際の解読作業に入ってますというご報告をさせていただきました。それを受けて、改めて今日この場でもって地元の古文書を読む能力を持った方々のお集まりを、南郷古文書を読む会さん宛てに正式に教育委員会からという形でお配りさせていただきました依頼文書をお渡ししたいと考えているところでございます。

実際の解読作業としては、もう手をつけていただけてもらっているところもございまして、先週金曜日に東北大学の野本先生もいらっしゃって、その進捗具合、それから内容の確認等を行っていただきました。当初、大学の先生が創造していたよりもおよそ倍ほどのペースで読み

進められているということで、大学の先生も改めて内容の確認作業の進め方については検討したいとおっしゃって帰られましたが、やはり中身については地元で直接歴史を解明する非常に楽しいことが何かたくさん書いてございまして、改めて正式に依頼をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○教育長（大友義孝） これについてはよろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） じゃあ、そのような形で進めさせていただきます。

日程 第18 令和3年度美里町施政方針（案）について

○教育長（大友義孝） では続いていきます。日程第18、令和3年度美里町施政方針（案）について協議をさせていただきます。教育次長ですね、お願いします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、私から説明をさせていただきます。

お配りしているのが、令和3年度施政方針（原案）というもので、事前にお渡ししているものでございます。これは、教育委員会に関わる部分のみではなく、全体を見ていただきたいと思いますとお配りしているところでございます。後段のほうに、教育委員会の記載があるというところがございます。教育委員会で作成した部分につきましては27ページから最後の部分までになりますけれども、33ページの一番上の部分までですか、ということで、原案として事務局で作りまして、それで一応締切りが終わっておりまして、原案の締切りということで企画財政課に提出をしているところでございます。それで、企画財政課のほうには私から、今日教育委員会があるということもございましてそれで意見をいただきながら、あとはさらにもうちょっとまだ完全なものにするまで時間がございまして、ちょっと見ていただきながら意見をいただいて、最終的なものでまとめ上げられればなと思っておりますので、よろしくお願いいたしますというところでございます。まずは、本日はちょっと見ていただいて、何かご意見があればお聞きして、あとはそれにつきましては反映させながら、あとは企画財政課に伝えたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。もう少し確定するまでまだ時間があるというこ

とで、今日この場で委員の皆さんからお伝えをいただきたい部分がもしあれば今お伺いすると。それ以外で後からといったっていつまでもいいというわけではないと思うんですけども。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎）　そうですね、それにつきましては確認をしてメールなりファクスで、日にちいつまで大丈夫かというのを確認して、それでもし意見があればそれまでということでアナウンスさせていただきたいと思います。

○教育長（大友義孝）　今日、この場でこうしたほうがいいんじゃないかということ、もしあればお伺いしたいと思いますが。後藤委員。

○委員（後藤眞琴）　一読させていただいたんですけども、ほかの部分については申し上げることはできないかと思いますが、教育委員会に関係する部分で28ページ、一つだけです、新中学校開校準備委員会というの、これ今まで（仮）というのが入っていたんですけども、これが抜けているんですけども、これどこかでこういうふうにするんだってということを教育委員会でしておかないと。まだ（仮）が取れてないですよ。その辺はどうなんでしょう。

○教育長（大友義孝）　教育次長、お願いします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎）　以前に、要綱をお示しさせていただいて、それでその要綱でよろしいということで確認を取らせていただいております、それで今実際要綱を定めているところでございます、それに基づいてですね。教育委員会でこの要綱でというお話でいだろうということでしたので、それに基づいて要綱を定めております、現時点ではもう（仮）を取って、それで、本当はもっと早く立ち上げるので準備をしておったんですが、このコロナの状況でなかなか立ち上げることができなくて、いずれ令和3年度に本格始動かなとは思っておるのですが、準備は整っている状態です。

○委員（後藤眞琴）　そうすると、そこで教育委員会の要綱をつくりますというところで、（仮）というのが取れたと。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎）　というような取扱いをさせていただいたと。

○委員（後藤眞琴）　すっかり忘れていて申し訳ありません。

○教育長（大友義孝）　要綱、直してないから前に配ったとおりで変わっていないということなんだけれども、制定月日とか何か。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎）　報告をしていないので、多分その今おっしゃられたようにまだはっきりしていないんじゃないかというお話だと思うんです。なので、ちょっと、こういうふうに決めましたという報告をしていなかったの、ちょっ

と遅ればせながら、再度策定したものについてはお配りさせていただきたいと思いますけれども。

○委員（後藤眞琴） ここで確認して、それでよろしいんでないかと。

○教育長（大友義孝） それで良いのではないのでしょうか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） はい。決裁いただいておりますので。

○教育長（大友義孝） あのと、教育委員会で協議していいってなったからこれからだね、決裁はもらったからね。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） いいとなったので、（仮）だったのですが、立ち上げる際に、要綱を定める際には（仮）というものを取った形で。

○教育長（大友義孝） そうすると、制定年月日とあとは施行がいつからだっていうのをちゃんと入ったやつを委員さんに配らなきゃないということだね。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そうですね。それがちょっと抜けているというところだと思います。

○教育長（大友義孝） じゃあ、次にそれを準備していただいて。お願いいたします。

そのほか、後からでもいいですから、気づいた点、どんどん申し付けたいと思います。ただ、私もいろいろずっと目通しをさせていただいたときに、23ページ、町長部局のほうなんですけれどもね、新中学校整備の関係で開発許可等の手続を行うとともに書いているんですけども、まだやっていないのかっていうふうにちょっと見えたんですよ。（「どこですか」の声あり）23ページの中段。教育委員会の部分というのではないんですけども、こちらで書いた部分ではないんですけども、何か全然進んでいないなっていうふうに見えますね。延期となったというのは分かるんですけども、開発許可等の手続を行うとともに、まだやっていなかったのかって、手続も何も手をかけてないのかっていうふうな見方をしてしまうわけですね。（「そういうふうにとれますね」の声あり）だから、ちょっとここは申入れしてもらえればありがたいと思いますけれどもね。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） はい、分かりました。おそらく引き続きというか（「そうそう」の声あり）ということだと思いますので。

あと、すみません、この部分についてちょっと建設課のほうにお任せしていたもので、ちょっとあと、今のご意見いただいたので確認をさせていただきたいと思います。

○教育長（大友義孝） お願いをいたします。もし何かあれば後でも結構ですので、ご連絡いた

だきたいと思います。よろしくお願いいたします。

日程 第19 第2期美里町教育振興基本計画の策定について

○教育長（大友義孝） では次に、日程第19、第2期美里町教育振興基本計画の策定について協議をさせていただきます。これは、教育次長、お願いします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、私から説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

まず、前回の定例会で素案ということでお出しをさせていただいております、内容についてご覧いただいたのではないかなと思ってございます。

それで、簡単に説明をさせていただきますと、めくっていただきますと目次がございます、第1章から第5章までという構成になっておりまして、まずははじめにということで策定の背景、策定の趣旨ですね、あと計画の期間ということで書いてございます。

第2章で、これまでの取組ということで、現在総合計画と教育振興基本計画でどのような取組をしてきたかということで、主なものを載せているというところでございます。

続きまして裏面です、第3章ということで、第2次町総合計画での位置づけということでございまして、これは総合計画に載っているものをそのまま記載させていただいているということございまして、政策体系、施策ですね、あと事務事業、これは同じものとしてつくっているというようなところでございます。

第4章が教育施策の内容ということで、それぞれ政策、施策、目標事業という形で、それぞれ体系に基づいて、これは総合計画・総合戦略と同じ内容ということでなっております、それをずっと記載しているということございまして、全体で31の事業に対して今後進めていくというようなところになっているというところでございます。

それで、一番最後に計画の推進と振興管理ということでございまして、この振興管理につきましては総合計画の中でも位置づけをしているというところがございまして、その中で進めていくと。あと、その内容につきましては、可能な限り対象者の満足度を調査して、その対象者の意向を施策に反映させていくというようなところがありますので、学校であれば子供、保護者、あとは学校自体とかですね、そういうところの意見を聞きながらというようなところで、現在その満足度をどのような形で取るかというのを整理しているところでございまして、それ

に基づいて管理をしていくような形ということで考えているところでございます。

簡単ですけれども、以上でございます。

それで、これにつきましては、前回お話をしているのですが、今年度内に定める必要があるということでございまして、今日ご意見いただくというところもあるのですが、今後ちょっとご意見をいただきながら、来月の定例会にはある程度成案というか、ちゃんとした案でご協議いただくような形で持っていければなと考えておりますので、よろしくお願ひしたいというところでございます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） 前回素案を提示していただいて、来月2月の定例会で確定させたいと。ですから、これまで内容を見ていただいて、ご意見があればまた後日頂戴しても構いませんし、今日お伝えしていただいても構わないということなんですが、ちょっとまだ期間があるので、個別にいただいても構わないと思うんですね。ですから、今日どうしてもここだけはというのがあればお話ししたいと思うんですけれどもいかがですか。

○委員（後藤眞琴） 一読させていただいて、これかなりまとめるの難しい問題なんですよ。それなりまとめてくださってどうもありがとうございます。それで、総合計画と教育振興基本計画並びに教育大綱との関係、これをきちっと押さえた上で、この美里町の教育振興基本計画を考えていかなきゃならないだろうと思う。ですから、その辺を踏まえてもう一度いろいろ考えていかなきゃならないかなと思いました。これ、あくまで素案です。

○教育長（大友義孝） そのとおりですね。本来、やっぱり総合計画があって、大綱が出てくる。大綱に沿った形で、こちらが、進行基本計画が全部リンクするような形にしていけないと駄目だということですよ。後藤委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員（後藤眞琴） 前につくったときには、この教育振興基本計画と大綱が同じものですよということで、同じものにしたんですよ。そうすると、今回、改めて大綱をつくる場合にはその理由をきちっと、教育振興基本計画はこういうものなんですよと、大綱はこういうものなんです。それで、総合計画はこういうものなんですというのを、教育委員会としてきちっと押さえた上で、この教育振興基本計画って。これは、これをつくらなきゃならないというのは教育基本法ですよ。これ、あくまでも各市町村の努力義務なんですよ。ですから、極端なことを言うと我が町はつからないんだということもあり得るんですけれども、それではね。（「そのとおりです」の声あり）この町の教育を預かる者としてはつくらなきゃならないものだろうと思いますので、その辺、みんなこれから考えていきたいと思います。

○教育長（大友義孝） 分かりました。じゃあ、そのような形で、分かるような形ですね、進めていくということにさせていただきたいと思います。

今日は、こういうところでよろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） それでは、日程第19については以上で終了させていただきます。

ちょっとここで、二、三分休憩を取らせていただきたいと思います。

休憩 午後4時20分

再開 午後4時23分

○教育長（大友義孝） では、再開をいたします。

日程 第20 美里町新中学校整備等事業について

○教育長（大友義孝） 協議事項を継続させていただきます。

日程第20、美里町新中学校整備等事業について協議をさせていただきます。こちらは、教育次長、お願いします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは私から、あとは伊藤からも説明させていただくことになると思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

まずは、新中学校整備等事業（仮称）要求水準書（案）に対する意見ということで、意見をいただいて、まとめるのが間に合いませんので、取りあえずいただいたメールをお配りさせていただいたというような状態でございます。それで、留守委員につきましては、後で内容を確認したところ、網羅されているのではないかとということで、特に意見というのはないということでいただいている状況でございます。

それで、本日お配りしたのがA4の横判の物でございます。これは、意見を取りまとめさせていただいたものというところでございます、こちらのほうに基づいてちょっと進めさせていただければと思っているところでございます。

それで、内容を見ますと、まず成澤委員の部分で、いろいろと考えていただいてご意見をい

いただいているところでございます。あとは、後藤委員からは絞ってというか、ここの部分を内容を確認したらよろしいのではないかとというようなところでご意見をいただいていると。あとは、大森委員からは2点ほどいただいているということでございます。

それで、開校準備委員会のほうである程度検討していくべき部分もでございますので、ソフトの部分というか、いろいろな今の学校からいろいろな意志を継ぐというんですかね、引き継ぐみたいなのところも含まれていると思いますので、そういう部分につきましては設置する開校準備委員会の中でそういう部分についてはいろいろご検討いただいて、方向性を定めていただくというようなところなのかなと考えているところでございます。

それで、まず意見を全てまとめて、そして町長部局と話しをするのか、もしくはある程度ご議論いただいてその内容を踏まえてくれという形で持っていくのか、それによってもう一回とか、やることも必要になるのかなと思ひまして、ちょっとこの、私もどうまとめたらいいのかというところがまだ整理できていないところがございます。一つは、ある程度教育委員会としてこうだという形になりますと、単純な意見というよりは調整すべき案件になるのかなというところもございますので、ある程度、総合教育会議というような部分も視野に入ってくるのかなというようなところもちょっと思ひまして、その方向性も含めて整理をして進められればなと思っております。一つ、どういう形で意見を集約するか、整理するかそういう部分。あとは、この内容につきましては確認をしながら進めていくという形になると思うのですが、一つ一つ順を追ってやっていくと。そこら辺ご意見をいただきながら進めていただければと思っております。

雑駁になりましたけれども、まずは一つここまでということをお願いしたいというところがございます。

○教育長（大友義孝） どうでしょうか、今各委員さん方からはご意見を頂戴しているところなんだけれども、その伝え方として二通りあると。教育委員会で全部絞ってしまって、教育委員会の方針というかそれを町長のほうに申出をするという方法と、あとは一気に総合教育会議の中で意見を申し上げるということがあるということですが、どちらの方向で行きますかということなんですけれども。どんなものでしょうね。総合教育会議という機会というのは、これまでなかなか、コロナ禍の中でしてこなかったというのものもあるんですけれども。大きな方向性のような気がするんですけれども、こちらのケースは。

○委員（後藤眞琴） 総合教育会議というのは、町長が必要に応じて招集するものですよ、基本的に。

- 教育長（大友義孝） 基本的にはそうですね。
- 委員（後藤眞琴） それで、こちらから何かこういうことで協議したいということがあれば町長に申し入れて総合教育会議を開くというのをお願いするという、そういう趣旨のものですよね。そうすると、教育委員会、例えば総合教育会議を開く場合に、こういうことでお願いしますと教育委員会をお願いする、その場合に、教育委員会の意見がある程度まとまっていないであそこへ行って教育委員の個人個人がお話しするとなるとかなり大変ですよね。そういうことを考えますと、教育委員会である程度こういうもので、そこで町長とお話しして調整するというほうがいいかと思うんですけれども、この場合のこの要求水準書の場合は、あくまでもこれ町がつくるものですよね。（「そのとおりです」の声あり）そうすると、教育委員会ではお願いする立場ですよね。そうすると、教育委員会でまとめて、それで教育長がこういう形でこの点は教育委員会でもうちょっとこういうふうにはできないものではないかというお願いしか（「しかないですね」の声あり）ないですよね。
- 教育長（大友義孝） そのとおりだと思いますので。これ、今まで要求水準書の記載内容をどうするかということをごく程度整理できればいいということだと思っただけです。それで、委員さんからいただいた部分について、水準書の記載内容についてあるものと、それからもう一つ字句を加えなくてはならない、文字を入れるかなにかしなければならぬとか、そういった部分があるなというふうに見ていたので、これらを整理して、そして委員さん方にこれでどうですかとフィードバックして、そして町長のほうに申入れするという形のほうがいいのかなど。改めて、総合教育会議というのは要るかというところもあるんですけども。
- 教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） よろしいですか。例えばですね、一番最初の成澤委員からいただいている高圧線直下を学校敷地に含めないというようなご意見ですが、今は含んでいるんですね。
- 教育長（大友義孝） これは、今のお話言うとすごく大きな問題なんです。これ要求すると、ちょっと外れちゃうんだね、敷地のエリアからね。そういうのもちょっとどうしようかなってという迷いはあるというのがそこなんですけれどもね。
- 委員（後藤眞琴） そうしたいけれど、例えば土地を売るほうのことを考えた場合、この場合は買わないって、成澤委員の意見は学校の敷地にして、そこは使わないようにしようっていう意見でしたっけ。（「含めないで」「全くもう町の敷地にしてしまう」の声あり）そこは買わないというわけですね。
- 委員（成澤明子） 買わないというか、町で買っても差し支えないんですけれども、あくまで

も町所有ということにして、学校の敷地には含めないっていう。

○委員（後藤眞琴） それだったら、話ね、町で全部買うことにして、そこは校地としては使わないって。

○委員（成澤明子） すごい直下なんです、行ってみると。

○教育長（大友義孝） 面積が変わるっていうことですよ。相対面積が。買って使わない、使わないような形で計画つくっていないから、その使わなくなった部分を代替えで広げなきゃいけないってことになるんですよ。

○委員（後藤眞琴） ちょっと待ってね。僕ちょっと理解できないのですが。

○教育長（大友義孝） 今、このぐらいの部分があります。これ全部買いました、買う予定にしています。これを、町長に申入れしました。はい、大丈夫ですよっていう形になりましたね。だけど、買ってもらったんだけど、極端にこの部分は使いませんと。

○委員（成澤明子） 使わないというか、町の所有にして、ちゃんと緑地にすれば景観も保たれます。

○委員（成澤明子） 全部緑地とか、子供たちが入らないような（「そうですね」の声あり）場所にすると。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） まず、4ヘクタールを超えると今の手続ではできないんです。（「できなくなる」の声あり）もう違う手続、国まで行く手続になるんですね。（「農地を取得する場合にね」の声あり）そうなので、もう前提が変わってくるんです。教育委員会の施設基本計画では4ヘクタールでつくっているんです。町長はそれを受けて、それをそのままやっております。それで、施設の基本計画につきましては、なるべく活動しない、通常活動しないような配置にすると、配慮するということにしている状態なんです。それで、それを、その部分を学校敷地にしないとしても緑地にするということは開発の一部に入りますので、面積が4ヘクタールを超えると。4ヘクタールを超えてしまうと今までやってきた手続じゃない手続になるんです。もう一回やり直しの手続になるというようなどころになると思います。

あとは、もう一つ考えられるのは、転用しない、開発しないということですね。その部分を田んぼとして残すと。ただ、田んぼとして町で持つということで、4ヘクタール開発するのを、4ヘクタール、入り口の部分は入りますけれども、入り口の部分を含めて4ヘクタールに収まるようにすればということもあるのですが、今までももう建設課のほうで進めてきておりますので、その計画自体がまた変わると、そのやり方がですね。それが、実際今からどうい

ふうにできるのかというところを考えると、非常にもう大きな問題になるので。あともう事業者は公募しようと、5月には募集しますと言っているときに、その中身が現時点で変えられるものかというようなところですね。

○委員（成澤明子） 逆に言えば、その高圧線直下も学校の敷地としてこれこれこのようなものに使いますってということが決まっているということですよ。だから、そのところを含めないと学校の敷地として面積が狭まってしまうということですね。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 教育委員会で作った施設の基本計画では、その部分は駐車場とか、そういう計画になっているんですね。駐車場であれば、ふだん子供たちが活動しないエリアだと。ただ、ちょっと計画の中で、テニスコートが一番端のほうに配置していましたので、配置計画上ですね。それはテニスの部活動をやる場所なので、そういうのは配置を検討しなければならないということになると思うのですが。一応通常活動する、常にいる場所にはしないと。それで、東北電力での話でございますけれども、微量であるけれども、ゼロではないけれども出ているというようなところで、ただ人体に有害なものではないというような見解も出ているところはあるのですが、なるべく配慮するというようなところがございます、なのでそういう敷地で配慮するというのですかね、敷地の中に今含めて配慮するという整理をしておりますので、そういう形で進むのが現実的なのかなというところなのかなと。

○委員（成澤明子） 一ついいですか。要求水準書というのは、私たち、町あるいは教育委員会から事業者の方に対してやるものなんですよ。この原案を見せていただいた段階ではもうこういうことは決まっているから、意見を言う余地はないんですよ。それが一つと、あとは高圧線については、まだ知見が確定していなくて、安全とも危険とも言えない状態にあるので、私がここでうんと強く反対する必要もないのかなと思うんですけども、確定していないからこそという気持ちはあるわけです。その2つです。

○教育長（大友義孝） これは、成澤委員がおっしゃられるとおり、議会議員も心配もあって、質問なんかでも出されてきました。それについて、電力等の調査結果では人体に支障はないということを教育委員会の中でも申し上げてきたわけでございますけれども、やっぱりその上でも、できる限り使わないといいますか、近くに寄らない何か、土地を活用するにしても、何かできないかということだと思っております。その辺の部分について、教育委員会で申出をした部分も大きく変わる。つまり、面積が変わるとかそういった部分についてはなかなかできかねるんじゃないかなって思っているところがあります。あとは、レイアウトの問題だな

って。例えばですよ、大きく言うと、2階建てで構想していたのを3階建てになれば、結局は2階よりも3階のほうが敷地面積、使える面積が広がるってことですよね。ただ、そういうことはなかなかできないと思いますのでね。ですから、これまでの部分で、その部分を要求水準書にどう表すかというところになってくるのかなと思いますね。

○委員（後藤眞琴） 僕も基本的な部分は、ハードの部分は変えられないと思う。高圧線があることを承知で、あそこを教育委員会は選んだわけですよ。選ぶに当たっては、高圧線の影響はないんだと。これはあくまでも東北電力が調べたことで、それを一応僕たちはないんだと、あっても僕たちに被害があるようなことはないんだらうという判断であそこを選んだわけですね。それでもなおかつ、教育委員会で主張してきたのは、子供たちが影響を受けないような、あそこに近づかないような形で建物を建ててくださいと、そういうことはお願いしてきたと。ですから、今、環境整備室長が、あそこを買うのと絡んでいますよね、その説明を聞いて、まず、やわらかく言っていますけれども、まず無理だと。出来ないなんだと。そういう要求は教育委員会としても、してもまずい。向こうで困るだけだろう。はねつけるだけだろうというふうに僕は理解している。ですから、高圧線の場合だったら、先ほどおっしゃったように、できるだけ子供たちが近寄らないように、授業とかね、そういう形でやるよりしようがないんじゃないかと。それで、要求水準書を読んで、僕が受けた感じ、何も向こうを支援するわけではないんですけども、今まで教育委員会で話し合ってきたことを、できるだけ踏まえましょうというふうな形では書いてあるんですよ。ただ、曖昧な部分があります。その曖昧な部分を教育委員会ではもうちょっと詰めて、こういうふうにしてください、こういうふうにしたらよろしいんじゃないですかということ、申し述べることはできるのではないかと。

○教育長（大友義孝） 業者さんに要求する、こういうふうなものをというその水準を示すということを決めるということですよ。ただ、その上で、先に要求水準書というのを見せてもらったので、こういうふうな要求をかけてどうですかというふうな今の段階ですから、それに対していろいろ委員さん方からご意見を頂戴したいと。大きく言えば、今の高圧線下の問題と、あとは高さの問題、それから木質の問題等々がこうある。あとは、準備委員会の中で検討できる項目もあると。そういった部分については、これ見たときにある程度整理ができるのかなって思ったんですね。だから、私は総合教育会議のなかで改めて議論というよりも、もうこの中で要求水準書の中に網羅できるものであれば、それを町長部局のほうに要求すれば足りるのかなともちょっと思ったりもしたんですよ。ただ、委員さん方のご意見を頂戴して、どういう方向で伝えたらいいのかと。教育委員会としての一つの方向づけという、委員さんもばらばら

の意見を持っていってもどうしようもないなと思ったのでね。それを、確定していきたいなと思ったわけです。

○委員（後藤眞琴） 今、教育長さんがおっしゃったことと、もう一つはかなり抽象的な部分があるので、それをこんなふうにしてほしいと、こんなふうにしたらどうですかという。だって、これ駐輪場だって300台程度ってなっているんですよ。この程度をもうちょっと（「拡大とか縮小とかね」の声あり）。それから、植栽なんかも、豊かな植栽計画を提案することって、じゃあ豊って何だって、それをもうちょっと具体的にこういうことしたらどうですかと。例えば、大森さんから提案あった記念に残るような木を1本ずつ持ってきたらどうですかと。僕なんか気がつかない。ああ、こういう考え方もあるんだと。

○教育長（大友義孝） こうしたらどうでしょうね。委員さんたちからご意見頂戴したので、今現在ある要求水準書があって、こういうふうにしたほうがいいんじゃないかという部分を、さっきの子ども・子育ての関係じゃないですけども、ちょっと入れてみて、それを委員さん方に確認していただくという方法というのはどうでしょうね。

成澤委員の部分が、どのような形で網羅できるかっていうのがネックだと思うんだけどもね。どうぞ。

○委員（成澤明子） すみません、初めに言えばよかったんですけども。私の、ナンバー15の外靴をそのままというところ、ここは削除してください。こういうこともあろうかと思うんですけども。今回これも語っている時間はないと思いますので、削除をお願いします、すみません。

○教育長（大友義孝） 外国の話になるのかな。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 私なんかは、なるほど思っていましたけれども。ありだなと。

○委員（成澤明子） 関西のほうは、何かそういう学校が多たって聞きますけれどもね。（「いいなとは思いますが」の声あり）

○教育長（大友義孝） 私も分からないんですけども、次長さん、これ、こういうことができないだろうかという要求というか、こういうことが、例えば今の外靴から中靴関係なくというふうなこともできなかつたという要求というのはできないものなのかな。全く違うことなのかな。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そうすると、評価で、例えば分けた提案というのが出てきて、一つはできるという提案が出てきたときに、評価のしようがちょっと難しいと思うんですね。違うものをつくってくるので、そうすると違うものをどう

評価するんだと、同列に評価できないので、やはりそれは、もし外履きですっとできるようにするっていうのであれば、それは要求水準にそれをうたわなきゃならないと思うんですね。どっちでもいいよというのはなかなかできない。やるのであれば、そういうことで分けないでできるような考えで設計してくださいというような形になるのではないかと思います。

○教育長（大友義孝） やはり、さっき後藤委員が言われていたように、曖昧な部分をしっかりと正確なものにして要求をするという、そういうことになるということですね。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そうですね、例えば詰め切れないものの中にはあると思うんですね。安全で安心なものとか。じゃあ安全で安心ってどういうものなんだと。ただ、要求としては、民間のノウハウというか、あと発想力、それによるところもある程度中にはありますので、ただ、これはやっぱりこういうふうにもう少し具体的にということであれば、それはそれでお示したほうがよろしいのではないかと思いますけれどもね。

○教育長（大友義孝） 例えば、ちょっとこまいことなだけでけれども、今手洗い場というか、自動センサーが、何も無いと思うだけでけれども、そういったことも要求はできるという、明確にしていけるっていうことでいいんですよ。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そうですね、これは、最低限の水準というんですかね。なので、最低限これはやってよというのを載せるということですので、もしセンサーつきのということであれば、それは載せないと片方はセンサーのつけてきたとかですね、そういうふうになってしまうので。ただ、提案の中でやっぱりそういう考えた結果、これがいいのではないかというのは出てくる可能性はあるんですね。最新のいろいろな建築技術とかですね、そういうのは得意、不得意ってありますので、それで特徴的なものは出してくると思うんですが。だから、こちらで必ずこれはというのはまず載せるということだと思います。それを踏まえて、これを押さえて提案してきますので。

○教育長（大友義孝） じゃあ、やっぱりあれだね。今現在の要求水準書に少し文字を追加したりとかということで、一回つくってみたほうがいいのかもかもしれないね。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そうですね。それで、まず、あと後藤委員からご提案いただいたようにそれぞれの項目ですね、それをちょっと見て、それについてこうしたらいいのではないかというようなところもあると思うんですね。ただ、これはちょっと時間もある程度必要になるのではないかなということなので、これを一つ一つやるとなると、ちょっと今日やることはちょっと難しいのではないかなと。例えば、一つとしては

後藤委員から提案のあった分について、それぞれ見ていただいてご意見をいただくという形にするか、もしくは会議をもう一回開催して、臨時会なりですね、それでお話をしていただくのかというところになると思うんですが、なかなかちょっと今後のスケジュールを見てもちょっと余裕がないところもあるんですが。具体的にご提案いただいた項目について、ご意見を寄せていただいて、それを事務局でまとめさせていただいてという方法でもよろしいとは思いますが。（「どうですか」の声あり）すみません、おまとめいただくのと、あとこんなのだったらいいとかですね、イメージですね、新しい学校はこういうものであってほしいとか、イメージ的なことについても伝えることは私はいいいんではないかなとは思っておりますけれども。

○教育長（大友義孝） 今までのパターンだと、設計とか何かで出来上がってきたものに対してああこうだって物を言ってきたパターンが多いんですよ。だけど、今はそうじゃなくて、こういうふうなものを望んでいるんだっていうことで、先に書いているのが今回のパターンなんですね。だから、最低の水準、これ以上、これ以下は駄目よという部分を明示していくということなんでしょうからね。これは、また臨時会開いてどうのこうのってやっていっても收拾つかないような気がするんだけどもね。やっぱり、事務局と私たちでちょっと見て入れるしかないかなと思うんですけどもね。それをあと委員さんたちに見ていただく方法のほうが早いんじゃないかな、やり方として。どうですか。要求水準書に全部一つ一つこまくやっていったら切りないような気がするんだけども。

○委員（後藤眞琴） 教育委員会でやるっていうとかなり時間がかかりますよね。（「かかりますね」の声あり）ですから（「毎日来ていただかないと」の声あり）ここを読んでいって、あと気がついた部分について意見を出す。それには、まず教育委員会でまだやっていないですけども、どんな学校にするかね。そうすると、それに応じて外はどんなふうにしたらいいか、中はこんなふうにしたらどうか、そういうこともそれぞれイメージを置いて、それで考えていかなきゃならない。（「そうですね」の声あり）ですから、例えば、僕も読んで、この14ページの環境計画の6なんか、敷地内は屋上緑化、壁面緑化と総合的な緑化提案を行うことってなっているんですけども、僕のあれなんかでは、これをもうちょっと具体的にどんなふうに行うことができるかとかですね、それは知識がないし、その辺のところはある方、もうちょっと具体化したらいいだろうと。いろいろなところあるんですよ、その辺のところを具体化しておけば、向こうでもそれに応えるような、これ最低限だよということですのでね。

○教育長（大友義孝） 抽象的な部分をちゃんとした形で、最低の物はこうなんだよということをちゃんとしてあげるといのは必要なんだと思うんですよ。それは、要求水準書にちゃん

とした形で網羅すると。今、それから委員さんたちの意見もあるから、それがどれだけ入れられるかね。もう一度こちらで、事務局で調整をかけてやってみると。その中で、あとは委員さんにもう一回見てもらうというほうがいいのかなどという感じがするんですけども、いかがですかね、そういうことで。

○委員（後藤眞琴） 成澤委員、辞めちゃうので、辞める前に間に合うように意見を言ってもらえるようお願いしたいと思います。大変でしょうけれども。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでですね、今、民間との対話というのをやりまして、ウェブですけども、この要求水準書の案に対してまたいろいろ意見をいただいているんです。ここをこうしてほしい、ああしてほしいというのが。ここはちょっと分かりづらいとかですね。なので、これ、一番最初の案ですので、その対話を基にまた修正が入ると思うんです、近いうちに。なので、今いただいたものをまとめながら、あとその変わったやつも見ないと駄目ですので、なので、ちょっとその辺も踏まえながらというか、今から直すということになると思いますので、それもちょっとあとお示ししながらという形になるかなと。あと、この内容につきまして、日本経済研究所というところで今支援業務をやっているんです、そこにちょっと相談してみて、委員からこういうようなお話があるんだと。それを要求水準書にどのような形で盛り込むような考え方をしたらいいかとかでですね、その辺をちょっと確認してみたいなと思います。それで、成澤委員からもいろいろと意見をいただいているので、これも出して、それに対して見解ですね、専門家の見解というんですかね、現時点でどれをどこまで反映させられるかというところを含めて、ちょっと確認をさせていただければと思うんです。

○教育長（大友義孝） そうだね。できる限り拾っていただけるように、どういうふうにあと明示したらいいかね、相談してもらって。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） うまいイメージというか表現の仕方とかですね。取り入れられるやり方があると思いますので。

○教育長（大友義孝） できる限り早めにとというか、こちらで出していくのもそんなに時間がなくなっているのだから。よろしくどうぞ。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） よろしいでしょうか。それでは、これをまず日本経済研究所のほうに相談させていただきたいというところと、あと後藤委員からいただきましたそれぞれの項目ですね、その中身に対して、見ていただいて、何かご意見があれば確認させていただきたいなど。この部分はいいけれども、この部分はどうなんだ

というのがあれば、そのご意見をいただいて、それをまた日本経済研究所のほうとやり取りをして、じゃあちょっとこれは反映できないとかですね、これはこういう形だったら盛り込めるのではないとか、そういうところあると思いますので、まずは成澤委員の意見はこれはこのまま相談したいなど。あと、後藤委員の意見につきましては、それぞれの項目を見ていただいて、気になるところがあれば寄せていただいて、それを確認して、盛り込めるものは盛り込んでと、変えられるものは変えてというようなところで、調整をさせていただければと思いますので。

○教育長（大友義孝） 分かりました。じゃあ、そのような形で進めていただけるようお願いいたします。（「分かりました」の声あり）委員の皆さん、よろしいですか、そういう進め方で。

○委員（後藤眞琴） それに関連して、建物、校舎を建てますよね、そのときに後から多様に応用できるような造り方とか、何ていうのかな、仕切りをつくって広げられるとか、30人未満学級部屋をもうちょっと大きくできるとか、そういうような注文を、これと同じようにできる機会はあるんですか、つくれるんですか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それは最初に載せておかなければならないということになります。

○教育長（大友義孝） 構造上の問題が出てくると思いますね、それね。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） ある程度、構造的にフレキシブルに間仕切りできる、つり下げの壁とかで仕切るとかですね、そういうことになると構造体自体の強度がちょっと変わってくると思いますので、大分ロングスパンで梁を飛ばすとか、過重を支えるということになるので。そうすると、造りも変わってくるということもあるので。フレキシブルに、例えば少し大きめに造っておいて、そしてそれを仕切れるようにとかですね。そういうものについては、事前に恐らく。

○委員（後藤眞琴） 事前にしないと、構造上できないとなっちゃったら、もう。ですから、そういう機会がまだこれと同じようにつくるのか、ぜひつくってほしいので、先生方にいろいろな意見を聞いたりしてやっていったほうがいいんでないかなと。

○教育長（大友義孝） であれば今しかないかな。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そうですね。タイミングとしては、今回要求水準書を出して、それで提案をいただくと、結局それがベースになってしまいますので、それを変えるとなると、お金の跳ね返ることになるので。できないことはないん

ですけれども、ただ、変更要素になって、そのかかる分については増額してくれるのかという
ですね、そういうやり取りが出てくるということなので。可能な限り現時点で全て網羅してお
出ししないと、後からいろいろ協議というか、もめるというかですね、そういうところが出て
くる可能性があると思います。

○委員（後藤眞琴） ごくごく大まかに、こういうふうに教室をこういうふうに利用したいとい
うふうに、部屋をね、だからそれが融通性が利くような形で、予算の範囲内で作ってくださ
いという要望はできると。（「できます」の声あり）それはいつまでそういう要望は。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 基本的には、5月に公募し
ますので、その前までには決めなければならないと。

○委員（後藤眞琴） そういうことも話す機会をつくっておいたほうがいいですよ。これも5
月に決定するということになるという形なんですよ。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） なのでこれ……、そうす
ね、すごく大きいところだと思いますので。

○教育長（大友義孝） ちょっと大きいな。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 通常だとですね、部屋の
大きさは最低これくらい取ってねという示し方をするんですね。普通教室だったら何平米で設計
してくださいという最低の面積を出すんですけれども。例えばそれを、ある程度変えられるよ
うにということですよ。そうすると、非常に、難しい話にはなるんですね。それを、条件に
すると、多分コストがどんと。（「コストが上がらないようには難しいの」の声あり）ただ、
今、小牛田小学校なんかはそうなんですけれども、壁を取って、廊下も含めてフロアにできる
というんですかね、結局廊下まで使えると。

○教育長（大友義孝） だから、教室を前後でパテーションで仕切ってやるのと、廊下を拡大す
るので全く違うということですよ。その選択をして要求しなきゃいけないということだから難し
いって言っているんですよ。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） なので、それくらいだっ
たらできると思います。あまりお金が上がらなくてもですね。ただ、何というんですかね、本当
に縦横自由にできると本当にいいんですけれども、それをやると非常にもう、大きい枠で建物
を支えるということになるので、通常だとか壁とか柱が入るので細かく持たさせるので
分散するんですけれども。いわゆる、つり下げるということはもう、極端に言うと四隅で持た
せて中でこうやるということなので、構造的に非常に難しい工事になりますし、金額も上がる

のではないかなと。その辺、どこまで、じゃあ廊下とのところは自由にできるようにとかですね。結局、今のスペースを広げられるようにということは言えるのではないかと思いますけれども。

○教育長（大友義孝） 入れられるものの限界もあるかもしれないけれども、できる限り拾えるような要求をつくってみるということなんだな。（「そうですね」の声あり）まだまだ、姿勢には見えていないんだけど、こまいことを言ったら本当に切りがないから俺出していないんだけどね、切りないんだね。要望を、保護者さんたちから聞けばますます広がるのかなって感じはするから、だからその聞き取り、意見を聞くっていうのは、要求水準書を出して、業者さんがプランニングを提案してきたときにどういうふうなものが出来上がるかというものを見て、こっちがいいよねとか、いろいろな部分が出てくるのかなと思ってはいたんだけどね。これが今までのやり方とちょっと違うところだね。普通なら、設計屋さんに頼んで設計をしてもらって、こういうふうな姿で造ったらどうですかって出てきたものに対して、これはこういうふうに直してください、これはこういうふうに直してくださいって今までやってきたわけですよ。それを追加して今度発注するというものをしてきていたんだけど、今のやり方は違うということだから、最初からこれはこういうふうなものが最低ラインだから、それ以上のものはいいですよということですよ。だから、それ以上のものはいいですよっていったらお金に跳ね返ってくるはずなんです、必ず。だから、そういうところの限界値というのがどこで絞られるのかということがすごくネックだから、その辺を視野に入れながら、コストをできる限り安くできる事業展開がいいんじゃないかというふうに踏み切ってきたわけですよ。だから難しいんですね、ここが。

○委員（後藤眞琴） これ、要求水準、これは最低限ですよってということですね。最低限のところそういうものが入れられるかどうか、予算内でね。（「そうですね」の声あり）そういうことですよ。

○教育長（大友義孝） 今現在の方向、さっき教育次長から話があったように、日本経済研究所さんにどういうふうな形であれば入れられるかとか、やっぱり相談を付してもらって、こまい部分についてはあるんだけどどうしたらいいでしょうかとかという部分についても併せて聞いてもらったほうがいいのかもしれない。その中で、あと教育委員会で議論が必要であればやはり集まってもらって議論をするということしかないのかなと思うんですけどね。

できる限り早めにとということで、参加する委員さんたちも代わるかもしれないからそういうふうなことを言っているんですけども。代わっても、どうぞ来ていただいて構わないです。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 別に委員会も立ち上げますので。

○教育長（大友義孝） そうですね。暗示かけて。そういう方向づけでちょっと相談していただくということでよろしいですね。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） じゃあ、あと、それぞれ私のほうからご連絡させていただいて、ちょっと調整をさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） では、そういう形でお願いいたします。

では、次に移りますか。まだあるんだね、中学校建設アイデアコンテスト。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） その件について、伊藤から。

○教育長（大友義孝） 伊藤主事、お願いします。

○教育総務課主事（伊藤大樹） 教育総務課、伊藤と申します。よろしく願いいたします。

私から、新中学校アイデアコンテスト審査委員会設置要綱（案）の説明をさせていただきたいと思います。要綱案の説明後に、ちょっと現在の応募状況と現在考えている審査状況等を説明させていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

それでは、お配りしている新中学校アイデアコンテスト審査委員会設置要綱（案）の資料に沿って説明させていただきます。恐縮ですが座って説明させていただきます。

まず、第1条設置というところで、新中学校アイデアコンテスト審査委員会の設置について記載しております。

次に、所掌事務というところ、第2条になります。アイデアコンテスト応募作品の審査に関すること、あとはその他町長が必要と認めることを所掌事務としております。

続いて、第3条で組織について記載しており、第1項で「委員会委員長及び委員をもって組織する」こととしております。

第3条2項で、「委員長は副町長をもって充て、委員は、総務課、建設課、企画財政課（防災管財課、まちづくり推進課、その他）の職員、教育委員、美里町議会議員をもって充てる」としてありまして、括弧書きの部分以外の6人が一応最低限委員として入っていただくことを現在想定しております。括弧書きの部分の委員については、一応関係する部分があるんだということで候補として記載しておりまして、正式に要綱としてお出しする際に括弧書き部分は削除して必要な委員のみ記載する予定であります。

続いて、第3条第3項で、「委員長は会務を総理し、委員会を代表する」としてありまして、

第4項で「委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、総務課の職員にあるものが委員長の職務を代理する」としております。

続いて、第4条では会議について記載しております。

第5条庶務について記載しており、庶務については教育総務課の学校教育環境整備室において処理をするということとしております。

第6条でその他ということ、この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める」とこととしております。

要綱については以上となります。

続いて、現在の応募状況について説明させていただきます。

アイデアコンテストの作品は、令和3年1月12日から募集を開始しておりまして、提出の締切りは令和3年2月12日の金曜日までとしておりまして、応募期間が今日から残り2週間ほどとなっております。先週の金曜日、1月22日の時点で、小学校で3件、中学校で2件、合計5件の応募をいただいている状況でして、ちょっと応募数が少ないということもありまして、今週火曜日の1月26日に各学校にポスターを配付しまして、各クラスに掲示していただくよう依頼しておりまして、あわせて先生から応募のお声がけをしていただくよう依頼をしている状況です。

続いて、現在考えている審査の基準について説明させていただきます。アイデアコンテストの賞として、町長賞、議長賞、教育長賞の3つの賞を設けておりまして、それぞれの審査基準として、町長賞は実現可能な施設面の作品で優れた物、議長賞は夢のある施設面の作品で優れた物、教育長賞は夢のある学校環境とこちらソフト面のほうの作品で優れた物というふうに考えております。審査方法としては、各委員の方々に審査基準に基づいて、先ほどの賞ごとにいいと思った作品を選んでいただいて投票してもらって投票方式を考えていまして、各賞ごとの票数が多かった作品を入賞作品とする考えでおります。また、投票数が同数だった場合は、町長賞については副町長、議長賞については議会議員、教育長賞については教育委員の方に作品を選出してもらって予定で考えております。また、入賞作品にはならなかったけれども各賞ごとで投票数が多かった作品数点を佳作として選出する予定でおります。

私からは以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。ただいま説明をいただきましたが、どうぞご意見あれば伺いたいと思います。後藤委員。

○委員（後藤眞琴） ちょっと分からないところがね、この要綱でこういうものかなと思ったん

ですけれども、第3条の第2項、企画財政課の後ろに括弧ありますよね、これはこの括弧はどんな意味なんでしょうか。

○教育総務課主事（伊藤大樹） この括弧の部分は、新中学校の部分でちょっと関係してくるような、アイデアコンテストの中身で関係してくるような課の職員を、今後追加する可能性がありますということで括弧書きで入れさせてもらって、一応候補ですね、この括弧書きの分は候補として追加するとすればこの職員と。（「その可能性が」の声あり）あと、その括弧の外れた部分の方々はまだ入れますよということで、そこの違いになります。

○委員（後藤眞琴） そうすると、先ほど委員会は6人を予定しているんだってということになると、総務課、建設課、企画財政課、それから教育委員、美里町議会議員で……5ですね。そうすると防災管財課、まちづくり推進課、その他から1人が入るって理解でよろしいですか。

○教育総務課主事（伊藤大樹） 今、最低限で6人今選んでいまして、この括弧が足されると6人以上になってしまうんですけれども。人数は特段決めている状況ではなかったのです。今後正式に出すときは、この括弧書きの部分は削除して、ちゃんとこの委員の中に含めるという形で。副町長を含めて6人、今の状況です。

○委員（後藤眞琴） それから、もう一つですけれども、これ町長賞、議長賞、それから教育長賞ね、こういうものを充てるというのは、これは一応事務局ではこういう案だと。これから、教育委員会でどうでしょうかということでもみんなで協議していただくという、そういう理解でよろしいわけですか。

○教育総務課主事（伊藤大樹） そうですね。今、私がお示しした案の状況で、ちょっと協議いただければと。

○委員（後藤眞琴） それじゃあ今度、それをまとめた書面を出していただいて、みんなで協議するという理解でよろしいですか。

○教育総務課主事（伊藤大樹） 今日、書面では出さなかったんですけれども、そうですね、書面でお出しします。

○委員（後藤眞琴） みんなで協議してね。よろしくお願いしますね。

○教育長（大友義孝） 大森委員。

○委員（大森真智子） 現在、5件ですね。残りがあと2週間で、子供たちは普通に学校で動いている中で、宿題のほかに描いてみたらって言われても、なかなか取りかかる子がここからどれくらい増えるかなっというのがちょっと一点あって。なので、もし学校の先生にやってみたらという声かけをしてもらう、学校にポスターを掲示するというもののほかに、もう一度12

日の前に各校に状況を確認して、その時点で何件集まっているのか、残り1週間のラストスパ
ートで何かもうちょっと違った案で声をかけられるのであれば、1件でも多く応募できたならな
というところであると思いますので。自分の子供にもこういうのがあるんだけれどもと話をし
たときに、やっぱり3校の中学校が1つになるんだよっていうことの意味だったりとか、そ
れに対して何かアイデアないっていうざっくりした質問でも、ちょっとその理解ってすごく難
しかったんですよ。なので、こういう新しい中学校があったらいいなっていうのを考えてみて
っていう一つのただの投げかけでは、なかなかちょっと、学年によってはすごく難しい部分
があるのかなという感じで、なので、いろいろかみ砕いて話をして理解をしてもらおうと、もち
ろん子供なので、すごくいっぱいすてきなアイデアが出てくるんですけども、そこを引っ張
るまでにすごく難しいことなんだなっていうのを、実際冬休みの前にそのチラシを学校を通し
て頂いたときに、すごく自分の子供に対して難しかったという印象があったんですね。なので、
せつかなのでもうちょっと欲しいなと思いつつも、もしかしたらちょっと難しいのかなと。
これ以上、どれくらい増えるのかというのもあったので、もしよかったらあと1週間くらいし
たら学校に状況を一度聞いてみたほうがいいのかと思います。

○教育長（大友義孝） なるほどね。どうですか、成澤委員、何かないですか。

○委員（成澤明子） 2月12日締切りというのは微妙だなと思いますね。

○教育長（大友義孝） 何で、ここだったのかなって、改めて思うんですけどもね。

○委員（成澤明子） そろそろ各学年が間もなく終わりですよと、担任の先生も変わるかもしれ
ないしという状況の、学校としても年度末で何かいろいろあるような、いつ暇だっていうこと
はありませんけれども、2月12日は大変かなと思います。

○委員（後藤眞琴） どのくらいにしたら大丈夫なの。

○教育長（大友義孝） 何か、2月12日って目的あったんですけど。この締切り。

○教育総務課主事（伊藤大樹） 一応、年度末までに入賞作品を（「決めるってこと」の声あり）
そうです、決めてというのから逆算していくと、大体そこで一回区切ってそこから審査という
期間を設けて、大体3月の卒業前というか、終了式前に結果を分かるようにしようということ
で設定させていただいたと。（「そうか、なるほどね」の声あり）

○委員（後藤眞琴） これ、今の話聞いて、そうなるかどうか分かりませんが、実現可能
なのが町長賞なんですよ。そして、これ、5月までにこの案を出さなきゃならないわけす
よね、PFI候補者にね。そうすると、そこから逆算していくといつまでいいのか。けれども、
かなりぎりぎりでも、この選考をかなり急がせてやれば、もうちょっと延ばすこともできない

わけではないみたいな感じ。

- 教育総務課主事（伊藤大樹） 余裕を持たせて2月12日に。
- 教育長（大友義孝） 今、いただいた部分をもう一回学校に確認してみるというのがまず必要かなということのご意見だったのでね。それをまずしていただくということ。それから、後藤委員からは、こういったことの今口頭の説明だったんだけど、書面で何かないですかと言いなながらも、2月12日まで締め切って次の定例会を待っていると審査してなきゃいけない時期にもなってくるのかなという感じはするんですよね。だから、それをいつどういう形で委員さん方にお示ししようかなって今ちょっと思ったんですけども。15日というのは何だかんだ委員会をさせていただきたくない点があるんですけども、そのときかなと。実は、全部これ、その日は全部秘密会で公示しようと思っていたので、それが入ってくると告示の方法も変わるんですよ、何か別な案件が入るとね。ちょっと困ったなという、率直なお話をさせてもらおうかなんです。
- つくっていただいて、各委員さんたちに何かメールか郵送かで見させていただくということにしようかな。
- 委員（後藤眞琴） それでも僕はいいいんじゃないかなと。
- 教育長（大友義孝） それであと、電話であとはご意見を頂戴するとかという形にさせてもらってどうかなと。委員さんたちがよろしければですけども。どうですか、いいですか。
- 各委員 「はい」の声あり
- 教育長（大友義孝） じゃあ、そのようにお願いします。あと、この委員会の設置要綱というのは、町長が定める部分ですよ。教育委員会で定める部分ではないんですよ。
- 教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） これ、ちょっと難しいというか、まず一つは位置づけなんですけれども、教育委員会として例えば子供たちの意見を吸い上げて、それをその事業に反映させるような考えなのか、もしくは町長部局でやっているPFIの事業の中で必要だからやるのかという捉え方だと思うんですね。こちらで必要だからやっているのか、PFIの一環でやっているのかという捉え方、そして結局やっているところは環境整備室ということになります。それで、どちらもありなのかなとは思っていますが、やはり子供たちの意見を取り入れたいというような部分となると、やはり教育委員会というかですね、そちらの部分になるのではないかなという理解ではおるのですが。
- 教育長（大友義孝） なるほどね。教育委員会要綱になるんですね。
- 教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そういう形で、教育委員の

皆様にある程度考えていただけてかなと。こちらで設置して、連携してやるということにはなると思うんですが、立場的にはある程度そういう理解かな思うところですよ。

○教育長（大友義孝） 分かりました。さっき、後藤委員からも言われた部分もあるんですけども、その委員構成は現実には今括弧を除くと6名なんですけれども、単純に言うとね、6名じゃなくて12人だかもしれないし、3・6・18人だかもしれないし、各1人ずつってどこにもないから1人なのは副町長だけなんですよね。その辺が今度、この要綱の制定の中のこまい部分もね、チェックしてもらったほうがいいと思うんですね。あと、終わりがいいよね、これね。あとは、副委員長は要らないのかとか、いろいろな面があるので、要綱制定チェックしていただくとありがたいなと思います。教育委員会要綱で定めるのであれば、なおさらのこと、しっかりと対応していただければと思いますので。

○委員（後藤眞琴） 僕これ提案した時点から教育委員会でするんだなと理解していたんですけども、その確認はしてまだなかった。ありませんでしたか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 私の感覚、記憶というか、考えでは、今おっしゃるようなところはあったのですか、やはりそういう考え方というか、PFIに移管という考え方もありますので、ただそれをしっかりと整理して進めてきたかというところ、そこまではちょっとお話ししていなかったのではないかなとちょっと思っておりまして、今改めて、ちょっと確認というかさせていただいたと。

○委員（後藤眞琴） 教育長さんが確認してくれたわけですよ。（「中身ですか」の声あり）今日の委員会でこれ、アイデアコンテスト。

○教育長（大友義孝） やるっていう部分はね、確認していたわけですけども。ただ、この審査するための部分というのはまだ。

○委員（後藤眞琴） それはこれからね。

○教育長（大友義孝） これからということで。審査するための要綱だろうと、さっき次長言ったのは前段だと思うのね。何のために必要なのかという部分は、前段があつてこのようにやっていると。あとは、決める組織をどうしましょうかということだけだと思うのね。だから決めた部分をどういうふうに反映させていくかというのが今度は次の展開として出てくるということだと思うのね。その辺の流れをちゃんとしておけばいいと思いますけれども。

そういうことで、ちょっと書面をつくっていただいて、分かるような形で委員の皆さんに紹介して、あと意見をもらうということでもよろしいですか。そういう流れで。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。じゃあ、そのような形で、準備のほどお願いいたします。

では、休憩挟みませんからね。続けてやりますから。ご意見頂戴しますが、休まなくていいですか。（「いいです」の声あり）では続けます。

日程 第 2 1 美里町学校給食運営審議会への諮問について

○教育長（大友義孝） 日程第 2 1、美里町学校給食運営審議会への諮問について協議をさせていただきます。では、説明は、竹川主事お願いします。

○教育総務課主事（竹川 洸） 教育総務課の竹川です。よろしくお願いします。

日程第 2 1、美里町学校給食運営審議会への諮問について説明をさせていただきます。

資料は、美里町学校給食運営審議会会長宛ての（案）と書かれた文書のほうと、あと取引業者のほうの一覧になった資料の 3 枚ほどになります。ご覧になりながら聞いていただければと思います。

学校給食用の食材の購入については、美里町学校給食調理施設運営規則第 4 条により、広域財団法人宮城県学校給食会及び学校給食用食材取引指名願を提出された業者の中から、学校給食運営審議会の答申に基づき教育長が決定することとなっておりますので、取引指名願を提出された業者を運営審議会に諮問することになります。事前にお配りさせていただいた資料は、その諮問の案と取引指名願が提出された業者の一覧のほうとなっております。

一覧のほうを見ていただきたいと思います。

ナンバー 1 からナンバー 2 6 まで業者がありますが、ナンバー 1 からナンバー 2 5 については現在取引を行っている業者の一覧となっております。ナンバー 2 6 につきましては、株式会社エールということで、こちらについては新規で提出のありました業者となっております。

ナンバー 1 6 番をちょっとご覧いただければと思います。

新みやぎ農業協同組合様ですが、こちらについても毎年取引をさせていただいておりますが、美里町産の小麦を使用したパンの取引を予定しておりますので、販売品目のほうにパン類を追加しております。

こちらが提出のありました一覧表と、あと諮問の案となっておりますので、こちらのほうで諮問をさせていただきたいと事務局では考えております。ご協議のほうよろしくお願いします。

説明については以上になります。

- 教育長（大友義孝） ありがとうございます。学校給食審議会に諮問するに当たっての今の提案、協議ということでございます。ご意見ございませんでしょうか。よろしいですか。このとおり諮問させていただくということで、
 - 委員（成澤明子） 一つ。めでたく美里町の小麦を使ってパンを作るということになったんですけれども、その納品者はどこになるんですか。26番までありますけれども。
 - 教育総務課主事（竹川 洸） 取引自体はみどりの農業協同組合さん、新みやぎですね、失礼しました、新みやぎ農業協同組合さんと取引自体のほうはさせていただくような形ということになります。（「16番ね」の声あり）16番です。（「ありがとうございます」の声あり）
 - 教育長（大友義孝） それで、パン類を追加したということですね。品名。今まで、パン類ってなかったの。
 - 教育総務課主事（竹川 洸） なかったですね。野菜、パン以外の物は取引させていただいていました。
 - 教育長（大友義孝） ということでございますので、よろしいですか。
 - 各委員 「はい」の声あり
 - 教育長（大友義孝） では、この提案のとおり諮問させていただきますので、よろしく願いいたします。
-

日程 第22 美里町学校給食費について

- 教育長（大友義孝） では続いて、日程第22、美里町学校給食費について協議をさせていただきます。どうぞ、説明をお願いします、三浦課長補佐ですか、お願いいたします。
- 課長補佐兼南郷学校給食センター長兼学校給食係長（三浦徳夫） 教育総務課の三浦と申します。今日はよろしく願いいたします。失礼して、着座にて説明させていただきます。
お手元の資料ですね、今竹川が説明しました諮問のその次に、美里町学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則と新旧対照表がございますので、そちらをご覧くださいと思います。

まず、学校給食費につきましては、以前からご審議いただきまして12月の議会でこちらの美里町学校給食費に関する条例の一部改正は議決をいただいております。そちらに伴いまして、

ございましたので、こちらのほうを精査しまして、新たにこちらの新しい条項に変更する予定でございます。

第11条、こちらについては様式等をちょっと改正したことによって、こちらの第2項の部分を削除しております。

第13条の特定日給食職員の給食費ですね、こちら今までは特定日給食職員の給食費についても納付月当月にお支払いいただいていたんですけれども、その納期限について当月から翌月末と、こちらは食数について5日前まで変更可能なため、やはり還付等の事務処理が発生する関係から、翌月末までに納期限を変更しております。

第18条につきましては、学校給食費の精算等ということで、充当と還付ですね、過誤納が発生したときの充当、還付についての規定を追加しております。

以上、こちらのほうの説明となるんですが、それ以外に様式の部分で変更しているところもございます。様式につきましては大きなところで、現在国のほうの方針とかも、自筆の署名の申込み等の場合押印を省略できるということになっていますので、印があった部分の丸印という部分を取ってございます。

大きいところの改正点ですね、今簡単に説明させていただきました。

以上で、説明を終わらせていただきます。どうぞご協議いただきますようよろしくお願いいたします。

○教育長（大友義孝） これは、基本的に条例の施行規則なので、議案として次回提出するということになるわけですね。その事前の説明ということで、させていただいたというのが基本です。ですから、内容について今説明を申し上げたとおりでございますので、次回議案として、2月もしくは3月には提案をさせていただくことになるわけです。この部分に関して、法令担当にはチェックはしてもらったということの理解でよろしいですか。（「はい。協議済みでございます」の声あり）そういったところでございますので、委員の皆さん、今お気づきの点がございましたらお知らせといいますか、ご意見を頂戴したいと思いますがいかがでしょうか。後藤委員、お願いします。

○委員（後藤眞琴） 気づいた点というか、分からないで質問したいんですけれども、給食費の免除という部分、前の場合にはかなり簡単に書いて、それ今説明したところ、前が不完全だったから今度直したと。どういうところが不完全だったんですか。

○課長補佐兼南郷学校給食センター長兼学校給食係長（三浦徳夫） こちらにつきましては、給食費免除の第1項の部分ですね、以前ですと保護者が年収360万円未満に相当する世帯に属

する幼児となっているんですけれども、こちら年収の規定だけでございます、実際は生活保護を受けている世帯も免除になりますし、あと市町村民税の非課税世帯、また所得割が7万7,100円以下の世帯に属する幼児が免除することができるという規定がございますし、あと免除する所得のことを考慮する期間なんですけれども、給食費の4月から8月分については前年度分、現在令和2年度であれば令和元年度の市町村民税の額を算定基礎として行わなければならない、9月から3月分については令和2年度の算定基礎となっている、そういった文言の規定のほうが抜けておりましたので、そういったところを今回入れさせていただいたというところでございます。

○委員（後藤眞琴） そうすると、今までそういう規定をはっきりさせなくても何も不都合はなかったんですか。これ、360万円未満に相当する世帯に属する幼児っていうようなのがあったのを、こういうことを考慮しなかった部分があるっていうふうにも取れそうな気がするんですけれども。

○課長補佐兼南郷学校給食センター長兼学校給食係長（三浦徳夫） そうですね、実際は今改正の中身でやっていたような形なんですけれども、表現があまり抽象的過ぎたというところで、今回制定させていただいてはっきりさせたという形になりますね。

○委員（後藤眞琴） そうすると、運用の面ではここに書いてあるような形でちゃんとしていましたという理解でよろしいわけですね。（「はい」の声あり）分かりました。理解するようにします。

○教育長（大友義孝） そういったことでございます。そのほかございませんでしょうか。もし、これでよろしければ、議案に今度は提案させていただくことにしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、給食の関係でもう一点あるのかな。パンの関係ですか、資料的にあるのは。これは配付のみだけですか。パンの。

○課長補佐兼南郷学校給食センター長兼学校給食係長（三浦徳夫） では、引き続き、私、三浦のほうで説明させていただきます。

今の新旧対照表の次にJ A新みやぎパン供給単価（消費税抜き価格）というようなA4の1枚物があるんですが、そちらをご覧いただきたいと思います。

こちらについても、皆様のほうにはお知らせ等しておりましたけれども、現在美里町産の小麦を使ったパンを学校給食に提供しようということでいろいろ協議を進めているところではございますけれども、J A新みやぎからパンの供給単価について見積りをお示しされましたので、

そちらについて説明させていただきます。

まず、こちらの表を見ていただくと、1番の基本パンから19番の米粉スイートチーズパンまで、こちら宮城県学校給食会で提供しているパンの種類と、あと量目ですね、重さですね、この重さについては20グラムから80グラムまでございまして、こちら使用している小麦粉の量になります。そしてこちらの価格、基本パンにつきましては30グラムの45円から80グラムの55円というような1個当たりの価格となっております。そちらの平均価格がちょうど50円ということになっておりまして、実際、今学校給食会での提供の平均価格が49.07円ということになっておりますので、その差額が0.93円ということになる、そういうふうにご覧いただければと思います。

こちらご覧いただくと、基本パンについては給食会との差額が0.93円ですし、変形パンのツイスト型ですね、こちらで1.83円と、こういうふうになっておりまして、一番金額が大きいのが11番のメロンパンですね。こちらについて2.48円の差額がございまして。実際、学校給食会のパンでは外国産の小麦等を使って作っているんですけども、こちら全て国産の美里町産の小麦で作り、非常に企業努力等もしていただきまして、価格をここまで抑えることができました。そして、こちらのほうで一応予定では令和3年の10月から学校給食のほうに提供していければと思って今進めているところでございまして。どうぞ、安全・安心なパンを子供たちに提供したいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

以上で、こちらの説明を終わらせていただきます。

○教育長（大友義孝） 令和2年じゃなくて令和3年じゃない。

○課長補佐兼南郷学校給食センター長兼学校給食係長（三浦徳夫） 失礼しました。令和3年の10月1日からです。

○教育長（大友義孝） という訂正ですね。この、供給単価の表の説明をいただきましたけれども、ちょっと理解に苦しむんですけども、単価を、この学校給食会の単価がありますということですよ。その左側の平均単価が今後の単価ですということは、いろいろな、パンの種類がいっぱいあるのは分かるんですけども、何を委員の皆さんに報告というか、協議になってくるのかな。

○課長補佐兼南郷学校給食センター長兼学校給食係長（三浦徳夫） そうですね。まず、こちらについて、今回学校給食費の単価の見直しをさせていただいているんですけども、こちらまず食材の高騰等によって見直したんですが、今回学校給食会のパンではなく、新しく農協さんのパンを使うとなったときに、この平均的に、比較のところの、学校給食会より主食に、パン

に係る価格が高額になってしまいますので、そちらのほうについてまず栄養士、こちら学校の栄養士のほうにはいろいろ確認をさせていただいて、給食の提供に影響がないかという部分をちょっと確認させてはいただいているんですけども、栄養士のほうからは3円くらいまでであれば影響はないというようなご意見もいただいているので、この価格で農協さんと取引をさせていただいてもよろしいか、ちょっとご協議をいただければと思ひまして、ご説明、させていただきます。

- 教育長（大友義孝） さっき、諮問する部分は協議済みなのね。そうすると、こっち先だったんでない、そうすると。品名さパンのやつ入っていましたよね。だから、こっちのほう先だったんでないか。というのは、学校給食会でこのような単価で今まで供給をしてもらってきたんだけど、JA新みやぎのみどりので提供してくれるパンはここまで、本当はもっと高いんだと、ところが本当はもっと高いんだというのがどこにも見えないの、これね。でも価格はこのように下げてくれたんだっていうような見方でいいのかな。（「そうですね」の声あり）
そうだよ。だから、何とかその上限、3円くらいまでは譲歩できるんだけど、その内数で入っているということを示したかったのね。（「はい」の声あり）それで、安全・安心な無農薬栽培の小麦粉を使ったパンを提供できるようになったんだと、そういう説明でよろしいですか。（「はい」の声あり）

よろしいですか、委員の皆さん、ご理解いただけましたでしょうか。

- 委員（後藤眞琴） 僕もやっと分かりました。
- 教育長（大友義孝） じゃあ、そういった趣旨での資料だということでご理解いただければと思います。成澤委員、よろしいですか。
- 委員（成澤明子） パンのスライス代の価格というのは一人前分について、例えば厚切り食パンなら5円かかるってということなんですか。（「はい、そうです」の声あり）そうしますと、1番の基本パン、美里町の場合は平均単価が50円というその50円の中にこの厚切り食パンを切る場合の5円がもう既に入っているということなんですか。基本パンがどうか分からないですが。
- 課長補佐兼南郷学校給食センター長兼学校給食係長（三浦徳夫） 例えば、基本パンの30グラムの45円に、厚切り食パンだとしてスライスした場合はこれに5円が加算されますので50円ということになります、1個当たりが。
- 委員（成澤明子） 平均単価は、既にスライス代は入っているわけですか。
- 課長補佐兼南郷学校給食センター長兼学校給食係長（三浦徳夫） この、スライスというのが

ですね（「一括包装パンというの」の声あり）食パンを、例えばサンドイッチのように切るとか、あとコッペパンとか丸パンの場合はハンバーガーとかホットドックのように背割りに切り込みを入れる場合の加工賃になりますので、一般に年間それほど発生はしていない状況なんですけれども。こういったことをしてもらった場合は、この価格にスライス代の価格が上乗せされると。現在、学校給食会のほうでも同じように別途スライス代というのは発生しております。

○委員（成澤明子） ありがとうございます。

○教育長（大友義孝） じゃあ、別途費用ということで。（「別途費用でございます」の声あり）よろしいですか。どうもありがとうございました。理解をできましたので、ありがとうございました。

それでは、学校給食費についてもう一点あるわけですね。教育次長、お願いします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、私から説明させていただきます。座って説明をさせていただきます。

資料は、平成29年1月27日付で町長宛てに当時の教育委員長から出したという資料を使って説明をさせていただきます。

中身につきましてはご覧いただいていると思いますが、議会から提言ということでいただいております。それで教育委員会のほうから町長に対して、裏面でございますけれども、提言事項に対して回答しているというところでございます。

まず、学校給食費の補助についてというようなところで、少子化対策等の施策を実現するため、町長部局とともに検討すべき課題であります。教育委員会としては次の2月定例会において協議を行いますというふうにっております。

2番目は、食材の地場産利用拡大についてというところでございまして、今回この1番目の学校給食費の補助についてというところでございまして、これ、後ろのほうにちょっとページ数が分かりづらいんですけども、29年2月の教育委員会定例会議という、下のほうに1と、ずっとめくっていただくと議事録を載せております。これが、ここで協議するという回答をしているというところでございまして、その議事録を見ていただきますと、議会からは一律1,000円助成してはどうだと、補助してはどうだというような提案をいただいておりますが、一律ではなく必要な人に助成するような形がよいのではないかとというような議論になっておまして、そういう形でまとまっているというんですかね。なので、議会からいただいた一律ではなく、必要な方に、助成すべき方にすべきではないかというような協議をしていただいております。

りまして、その後は協議はしていないというようなところになってございます。

それで、前回、議会のほうで給食費の条例ですね、上限を決めるときに議員の皆様方からこの提言については踏まえているのかというようなお話もありまして、いろいろとご質問いただいたところでございますけれども、その流れの中で町長から、やはりこういうコロナ禍の中で値上げになるというようなところを踏まえて検討すべきだという発言もございまして、今後そこから辺を考えていかなければならないというようなところもございまして、今回経緯をある程度ご理解いただいております必要があるのかなということで資料を出させていただいておりますこととございまして、今後コロナ禍において、値上げしているわけなので、その部分の支援、補助をどうするかというところを、町長部局と連携をしながらというんですかね、一緒に考えていくということが必要であるということで、まず資料としてご提供して内容をちょっと踏まえていただければというところでお出しさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝）　ということで、経過的にはそういうことだということですね。ただし、平成27年の常任委員会から提言があった部分とコロナ禍の部分はまた別の問題であって、それを今連動しているように見えるんだけど別物だよということを考えなきゃいけないということですよ。これは、助成措置の問題というのは、教育委員会がこうであっても町のほうでそれが可能かどうかということについて連動するわけですからね。そのところは理解しながら進めなきゃないだろうと思っています。今回単価が上がって、議会に提案している部分については1年間に頂く上限額を定めたということなんです。それを改定したということなので、その背景には単価が上がって、食数を掛けてしまえば上限額は今定めている額よりも上がるということが明白だった、だからそれを上げて、上限額を上げる。基礎となっているのは単価が基礎となっていると。ただ、今こういうことでコロナ禍の中で、今次長から説明あったように、コロナ禍の中で上げるということはそれだけでいいんですかと、こういうような議会からの提言もしているのにとということだったわけですよ。それを受けて、町として町長もそのときの質問の答弁については検討するという内容になったということとございまして、それを幾らやっていくかというのはまだ決めていないということになりますけれどもね。ただ、今後の展開として、それで済むのではなくて給食費の助成という部分は教育委員会としても考えるべきではないかということだと思っておりますけれども。そういう理解でいいですよ。（「はい」の声あり）

○委員（後藤眞琴）　僕は、これ、教育民生常任委員会からあったときに、当時僕は教育委員長

を引き受けていましたので、それはあくまでも教育費が負担になるんだということで、これ2つの町と市を、群馬県とあとどこでしたっけ（「栃木」の声あり）それで、その点で一応民生常任委員会はこの提案されてたんですよね、1月1、000円ずつと、一律にね。第3子以上は半額と。それはあくまでも、教育費が家庭の負担になるからと。今回、またそういうことが問題になったのは、コロナ禍で仕事が減ったとかそういうことで、値上げと絡み合わせると負担になるんでないかというのが基本にあるんでないかと。ですから、そこを踏まえて、教育委員会としてはどうしたらいいのかということ。それを、教育委員会ではこういうふうにしたらいいでないかというのを、話し合っただけ。そうしたら、当然これは総合教育会議で町長と話し合っただけ調整しなきゃならない問題なのね。そういうふうな理解で僕は、この今回出された資料を読んで、今言ったような理解でいるんですけども。

○教育長（大友義孝） 私もそう思います。そのとおりだと思います。ただし、今までの経過を私も見てみたんですけども、確かに常任委員会の提案としては、1、000円助成してはどうかという提言をいただきました。提言は提言として、町長は受けたわけですよね。それを教育委員会としても、助成という部分は提言を受けたんですけども、これを検討しなきゃならない、そういったことで議論してきたと。ですが、今年度、令和2年度の9月だと思うんですけども、一般質問の中で、助成の部分はどうなんだという部分があったときに、近隣市町の状況を確認した結果、検討させていただいたと。それで助成はしないという一般質問の回答をしているんですよ、その時点ですよ。

○委員（後藤眞琴） 正式にですか。

○教育長（大友義孝） そうです、一般質問です。ただし、その次の答弁になってきたときに、給食費の改定が行われた場合については、検討は要する必要があるということなんです。そういうふうになっていったんですね。（「議会でしているんですか」の声あり）全部議会ですよ。（「何か書面で」の声あり）会議録に全部残っていますよ。そういったことを踏まえて、今回は改定があるわけですから、当然議員の皆さんはそこを考えなかったんですかと出てくるのは当然のことだと思ったんです。だから、改定を前提にやっているわけですから、それが下がるならまたちょっと違った意味だと思うんですけども、充足率を100%にしようという最大目的がそこであって検討してきたんですけどもやっぱり上げていかないと、単価を上げないと、充足率100%に近づけられないんだということが判明したので単価を上げることに伴って、1年間に保護者さんから頂く部分も上がってしまうと。でも、上がっただけじゃなくて、そこにもう一回この助成措置というのを考えなきゃなかったということなんですよね。だから、

それが、協議されたんですかっていうふうな質問がされているんですよ。（「その部分について」の声あり）それはしていませんという回答をしていますね。（「はい」の声あり）だから、その次に町長は、それでいいんですかっていうふうに再質問で来たので、少し検討させていただきますという答弁になったというのが経過ですからね。そういう経過なんです。だから、こういったものについては、しっかりと協議するものは協議するものとして、教育委員会だけで収まらないので、やっぱり総合教育会議の中でちゃんとした議論を交わしていかななくてはならないなど、私らも反省しなきゃない点はあるんだと思います。

○委員（後藤眞琴） これ、民生……これ出したとき、教育委員会でその時点では一応こういうふうだっていう、もらった資料が、議事録、当時会議録ですけれども、それを見た限りでは、そこで一応教育委員会ではこうしますってなったんですよね。それ、なっていたのをそのままなんですよね、全然。報告もしていないと思うんですね。その辺のところの行き違いが。

○教育長（大友義孝） そうです、そうなんです。そういうことでした。そういった経過があったということをご理解いただきながら、今後こういった単価が上がっているのは間違いないので、コロナが収束した後もやっぱり給食費も上がった部分についてどうすべきかというのは再考する必要もあるのかなど。このままでいいということの結論になるかもしれませんし、やっぱり町長部局、総合教育会議なんかでもう一度協議はすべきではないのかなということだと思いますね。

○委員（後藤眞琴） 確認したいんですけれども、上がった部分も含めて、給食費のこと全体を考えなきゃならないというわけですよね。

○教育長（大友義孝） そうですね。こういった経過だったということをご承知いただければということですのでよろしくお願いいたします。これでいいですか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それで、町長部局でもそういう答弁をしておりますので、その辺ある程度、まず検討を進めていると思うんですね。それはまだちょっとこちらには来ていないのですが、そこが来れば、あとどういう形でそれをやっていくとかですね。先ほどおっしゃられたような総合教育会議をやるのか、やるとなればどういう形でやるのかってことで、例えば教育委員会で事前にその内容について審議いただくということも出るのかもしれないので。ちょっとそのあたりは、あちらの検討状況、そういうところをちょっと見ながら対応かなという点も。

○委員（後藤眞琴） 向こうの検討状況を見ながらでなくて、教育委員会でそういう今の経過があったことを踏まえて、どうしたらいいか、値上げを含めた給食費をどうしたらいいのかとい

うことを考えていかなきゃならないですよ。それを協議して、それである程度の結論が出て、それを持って町長部局と総合教育会議で町長とお話しして調整していくものだと。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そうであれば、早急にどういう形で、教育委員会としてどういう形で持っていったらいいかという議論をしていただかなければいけないかと。

○委員（後藤眞琴） それをしなきゃならないと僕は思うんです。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） あちらはあちらで、こちらはこちらの考え方をまとめておくというような考え方ですかね。

ちょっと、今日出るというわけではないと思いますので、いずれその機会を設けて、あとスケジュール感ですね、いつの時点でどういうふうにしていくかというところもありますので、その辺につきましてはちょっと町長部局の考えも聞きながら、あとそれに合わせる形で教育委員会での協議を、集まっていたいでやっていただく必要があるのかなと。

○委員（後藤眞琴） 定例会の中での協議事項として。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 定例会で間に合えば定例会になるかなと。

○教育長（大友義孝） これは当然、議会の議決をいただいて上限額が可決されているので、その現単価から上がった部分、年間で4,000円、5,000円、6,000円かな、上がることになるので、その部分でまず対処を町長部局のほうでは考えているんだと思うんですよ。ただ、それはそれとして。ただ、前提にあったもともとあった1,000円助成の部分はどうなんですかという部分ですから、それはまた別個の話としてね、協議はせざるを得ないんじゃないかなと。それが、今回の単価が上がった部分をどうしていくかという部分と併せ持った形で進められれば一番いいんだろうけれども、それはなかなか今回難しいんじゃないかと思う。上がった分だけ取りあえず、コロナ禍の情勢の中だから上がった部分だけをやろうという考え方をお持ちなんだかもしれないし、それは意図的な部分はまだ確認は、次長言われるようにしていないので、そこは必要だと思うんですよ。

○委員（後藤眞琴） 町長が答えたのは、さっきの検討しますって、何を検討するっていうことだったの。

○教育長（大友義孝） この検討内容というのは、1,000円の助成というよりも、コロナ禍の中で単価が上がって、そのまま保護者の負担をいただくんですかという部分に対して、それでいいんですかと、経済状況も低迷していてなかなか苦しい経済状況になっているので、だか

らそれに対して何か手を打つ必要はないかっていう形になったんですよ。

○委員（後藤眞琴） 上がった部分だけについて質問があって、確認したいんですけども。

○教育長（大友義孝） 私は、そういうふうには聞こえませんでしたね。

○委員（後藤眞琴） それで、町長も上がった部分について検討しますと。

○教育長（大友義孝） 検討しなくてはならないと。

○委員（後藤眞琴） て、いうふうな、その辺のところ、次長さん。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） これは捉え方、あまりこまかく回答しているわけではないので捉え方だと思うんですが、基本的には何で今やるんだと、こういうコロナで大変な状況のときにですね（「値上げを」の声あり）値上げを何でやるんだというような話がありまして、それは基本的には子供たちの給食の栄養量をしっかり満たす給食を提供することをまず考えた。そして、そのためにはどうしても献立の工夫だけでは収まらないので、必要な値上げをさせていただきたいと。今回そういうことであるというお話で、私答弁した部分につきましては、助成というものはまた別な問題だと。まずは、必要な栄養量の給食を提供するための設定だと。助成についてはまた別な問題ですという答弁を最後にさせていただいたんですね。そして、それは別だといってもこの大変な中で、今何で値上げなんだと。助成はどうなんだと。今上げるべきではないんじゃないかという話もありまして、それに対して町長は、そのことについては考えなきゃないと、検討しますというような話なので、どこの部分を減らすとか、そういう意図まではちょっとなかなか分からないというところですよ。

○委員（後藤眞琴） 申し訳ないんですけどもね、そのときの議会の議事録がありますよね。

（「議事録はあります」の声あり） どういうふうなものだったかっていうの、教育委員のみんなまで理解しておいたほうがいいと思うので、その部分ね、関係する部分の議事録、お願いしますね。

○教育長（大友義孝） 反対討論を受けていますので、反対討論の理由も明確に分かりますから、それを見てからやっても。

○委員（後藤眞琴） そうしたらね。

○教育長（大友義孝） ただ、可決いただいたってということは、議員の皆さんは値上げしてもやっぱり子供たちの栄養の充足率100%に近づいた形のものを食べさせてやりたいという意志からだと思うんですね、可決をいただいたということは。

○委員（後藤眞琴） 教育委員会でそういうことしか、そういう形でやむを得ないという形で値上げを認めたわけですからね。それ以外のことは、今次長さんからお話あったように全然考え

ていませんでしたよね。

○教育長（大友義孝） 昨年12月10日の議会でない、条例改正のやり取りの部分で。

なかなか議会で出てこなかったのも、町長から入手してきましたので。（「調整は」の声あり）未調整。まだ開示前の。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 町長に確認して、お示ししたいなと思います。

○教育長（大友義孝） どうぞ、お願いいたします。

ということで、経過がございました。以上でございます。

では、これで給食費の関係はいいですか、終了で。（「はい」の声あり）

日程 第23 意見交換会開催に向けての提案について

○教育長（大友義孝） では次に、日程第23、意見交換会開催に向けての提案についてでございます。時間が大分経過して休憩も挟んでおりませんが、少し内容が重いような内容の部分でございますので、どうか協議のほうをお願いいたします。教育次長お願いします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、説明させていただきます。

資料につきましては、「写」とついている二枚物ですね、これが資料となりますので、これの説明をさせていただきます。

まず、前回の会議、12月24日の会議で協議いただきまして、このような内容で回答を申し上げているというところがございます。それに対しまして、令和3年1月19日ですね、また再度の依頼ということでこのような文書を頂いているというところがございます。これにつきまして、回答を令和3年2月4日までお願いしますというところまで文書が来ているというところがございます。意見交換会を開催してほしいという再度のお願いだということも頂いているということでございますので、この対応につきましてご協議いただければと思いますのでよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） これ、町長のほうの住民懇談会の申出との関係は。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） すみません、関連ござい

まして、昨年2月にまちづくり会議から町長に対しまして住民懇談会を開催してほしいという申出に対しまして、その後コロナの関係がずっと蔓延してきましたので、それをずっと開催ができなかった、してこなかったというところがございまして、今、まちづくり会議のほうから町長部局に対しまして開催してほしいというような要望がありまして、町長部局のほうでは開催する方向で今検討しているというように聞いております。

内容につきましては、教育委員会で意見交換会として求められている内容とほぼ同じなのではないかなど。学校の統廃合というようにところで申込みがされているというようにところでございまして、町長部局では今調整中でございますけれども、ある程度開催すべき、開催するというような方向で今動いております、教育委員会ではこういう対応をしていますというのは、町長部局にはお示しはしております。それで、やり取りの中で、やはりこれだけもうステージ3という、宮城県も非常に危険な状態というか、あと学校でもこういう形で臨時休業というような措置を取っている中で、やはり開催はちょっと難しいのではないかとというのが教育委員会の考えではあるとは思いますが、町長部局の動きも踏まえていただいて、あとまた再度の依頼だということもございますので、ちょっとその辺に対する協議をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） そういった関連の部分もあつての部分で回答を求められているということですね。町長部局のほうはまだ全然、どういうふうにするかっていう部分についてははっきりとは出ていないということですよ。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 事務局レベルというか、町長の秘書室長から開催する方向で今検討しているんだと。その際に、教育委員会から教育長なり教育次長なり出てほしいんだけどというような話はいただきまして、ただ私がお話ししたのは、教育委員会としての対応もこういうことで同じようなことでお返ししているんだと、まちづくり会議とやり取りしているんだと、そういうお話をしまして、その内容はこういうことで文書で回答しているんだということもご説明はさせていただいております。

それで、教育委員会としては、やはり教育委員会の中で決めていくということなので、要請されたからといって教育長なり私がただ行って話せるものでもないということで、そういう例えば住民懇談会をするのであれば、そして出席を求められるのであれば、教育委員会の中でちゃんとご説明をして、了解というかそういうものを経て、出席するなりというような話で回答しているというところでございます。

○委員（後藤眞琴） 町長部局のほうで開催する方向で考えているというのは、近いうちにとい

う意味があるんですか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 近いうちということだと思えます。

○教育長（大友義孝） ただ、町長のほうに申出のあった住民懇談会の中身、何について懇談するのかという項目が、教育委員会の部分から見ると既に説明をしてきた部分なんです。だから、それに対してまた説明、懇談会に行つてどうのこうのというふうな部分が多分出るんだと思うんですけども、既に教育委員会としては対応させていただいた部分なのでね。それに対してまた住民懇談会に私らが行つて、何かしら説明をすつとか、そういったことの範疇なのかなとちょっと私も分からなくているところもあったんですね。

だから、教育委員会のほうに対しては、いろいろな広い意味で教育委員会に私たちの意見も、お互いに意見交換をしましょうということでこの文書が前にずっと来たわけですよ。それで、確認してもらつたのがじゃあ相手は誰なんですか、住民と言つているけれども相手はどういう方なのつていったら確認が取れたと。それから、中身はどういったことかということの確認も取れたわけなので、ただそうですかと、そうであるならばやっぱり私たちも、そういった意見も大切ですねということの回答をした。ただし、今コロナ禍の中で、住民にとっては急を要する案件なのかもしれないけれども、そこはコロナ禍の中でやっぱり開催するべきではないかということで回答させてもらつたということですよ。ですから、それについて回答した部分に対して、問題解決を放棄している、それから抽象的なことを並べた中身のない文書だというふうに今度は返されてきたわけですよ、この文面を見ると。だから、はっきりとは書いていないんだけど、ああ、書いているんだね、当事者意識を感じることができていないんじゃないのというようなことの指摘を受けたという内容の文書だと思うんですね。ただ、そういったながらも、町長に懇談会の申出をしていて、教育委員会とも意見交換会をやりましょうやという部分がつながっている部分だと思うんですね。それに対してどうやっていくかなと思つているわけです。だから、この部分は教育委員会でもらつた文書ですから教育委員会で回答するのもいいんですけども、町長部局でも懇談会の要求があるので、出したところが同じであってもそれはそれ、こつちはこつちつていう回答を得たいのか、その辺がちょっと分からないんですね。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） まずですね、町長部局に懇談会を求めている。あと、教育委員会に求めている。それは別々に、おのおのに聞きたいというご意向でお出しいただいているのかですね。町長部局から言われたのは、教育委員会に関連

するので教育委員会から教育長なり次長なり出てほしいということなんです。なので、例えばそれを分けて考えているのか、それとも例えば極端にいうと一緒で、ある程度同じ内容なので一緒に出てもらって、それでもいいのかですね。その辺も、よくはっきり分からないという（「見えないのね」の声あり）見えないところがあるんです。それで、ここで、教育行政についてと、最後にですね、主体的によりよいものにとというのが書いてございますけれども、だから、ここで言っている教育行政というのが学校の統廃合ということですかね。

○教育長（大友義孝） ですね、前回の回答ははっきりしているから、そういう方向に捉えているということですよ。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 教育行政とおっしゃられているのですが、学校の統廃合についてというところになるのか、ちょっとその辺も私ははっきりとは。

○委員（後藤眞琴） 僕、分からないのは、町長部局で懇談会をしてもいいですよと、近いうちにしますよという返答をしておいて、教育委員会に誰か出てくださって、そこがちょっとおかしいんじゃないかと。もうこのテーマが統廃合だったとしたら、もうちゃんと決まって、それで町長がきちっと答えられるはずなんです。それで何で教育長が。これ、教育次長が出るものではないですよ、教育長が出るものです。だって、教育委員会を代表するのは教育長ですから。次長さんは事務局の者ですから。出ても変なことしゃべったら大変なことになりますので。ですから、それは別にして、そういうことを何で町長部局で分からないで出てくださってというんでしょうね。

○委員（成澤明子） コロナ禍であっても、教育委員会の持っているノウハウを使って意見交換会をすることは大丈夫じゃないかみたいなことをおっしゃっていますよね。それで、まちづくり会議の構成メンバーが、20人なのか30人なのか分かりませんが、そのうちの何人かがいらっちゃってやるってということなんですか。それを公開して多くの人に知ってもらいたいというお考えですよね。（「そうですね」の声あり）

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それもちょっと、私の感覚ですと、いっぱいの人ではなくて、議会で懇談会した、議会とですね、したときは、4名か5名と、まちづくり会議から出席した（「代表者なんですか」の声あり）代表者というのか、代表者なんですかね、何人いるかちょっと私も分からないので、四、五名ということでしたので、それくらいを想定しているのではないかなと思います。参加者としてはですね。そんな多い人数ではなくて、まちづくり会議からはある程度人数をそれくらいにしてというイメージがある

のではないかなと思いますけれども。

○教育長（大友義孝） だから、やれる方法を相談しましょうということの依頼だったわけですよ。だから、ただ意見交換会というのは代表者だけが集まって意見交換会というのではないんだと思うんですよ。やっぱり、その会員の皆さんの意見だっているあるんだと思うし。ただ、議会とまちづくり会議の皆さんが意見交換会をしたということをお伺いしたときに、人数は大分絞られて行われたという話を聞きましたのでね。そうなのかと、ちょっと私も分からなかったんですけどもね。これ、どういうふうな形にしたらいいのかなと思って、いろいろ考えてはいるものの、なかなか解決策が見出せなくて。町長部局ともう一度話し合ってみようがいいのかな。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） まず、町長部局である程度やるというようなことを言っておりますので、それは町長部局でやればいいのではないかなと考えますが、その際に言われたのが、やはり教育委員会に関わる内容なので、教育委員会から出てほしいというようなところがありましたので、それを例えば、それには町長部局で申し込まれたものなので町長部局のほうで対応していただきたいというのがまず一つあるでしょうし、ある程度今回のこの依頼があって、やってくれと言われたことに対して、例えば町長との懇談会にある程度教育委員会から出てやることでこの対応につながるのかですね、そこもあると思います。あちらは、じゃあそういう形でも、例えばこういう状態なので人を絞って、例えばですね、対策を取って開催するというのでそれでもいいというのであればそれも一つの考えかなとは思いますが。

○委員（後藤眞琴） 今、教育次長さんがお話されましたように、向こうの意志を確かめて、教育委員会から町長部局でやる懇談会に誰かが出たら、もうこういう要求をしないのかどうかね、その辺確かめてください。

○教育長（大友義孝） そうですね。確認するということは必要だと思うんですけども。ただ、私は何度も教育委員会に対して提案とか提言とかいただいていることを見ると、私一人、教育長一人が出て済む問題ではないんだと私は思っています。委員の皆さんを目の前にして、会って、意見交換会をしたいというような意向があるのではないかなと思うんですね。だから、その辺が多分、そういう思いで、ここの宛書もやっぱり教育委員会というふうにして示してこられている部分については、教育委員会の仕組みというのは十分理解している方々なので、そういったことで文書がつけられていると私は思っていましたし。だから、教育長一人が行って、まちづくり会議の皆さんと意見交換会をするというものでは目的は果たさないんだろうなとは思

ているところなんです。それは、聞いてみないと分からないところもあるし。町長のほうの行政懇談会もありますからね。

○委員（成澤明子） まちづくり会議の中でも代表者の方がいらっしゃる、じゃあ教育委員会でも代表者何人かが行くっていうのも大丈夫なのでしょうかしら。

○教育長（大友義孝） そういうこともあり得るんじゃないかと思って。ただ、委員の皆さんと教育長含めて5人ですから、全部集まって例えば20人とかっていうのではあまり多いから、少し人数を絞る、お互いに絞りましょうということになっていって、そうすると教育長と教育長職務代理者と教育次長の3人にしましょうと。相手方も3人くらいに絞っていただいて、お互い意見交換をしましょうやというスタイルなのかね。そういったところもちゃんと検討したらいいんじゃないのというふうに見えたんですよ。

○委員（成澤明子） そうすると、密は避けられますよね。

○教育長（大友義孝） 密は避けられる。ただ、そういうことを何も考えていないんじゃないですか、問題解決を放棄するんですよとかね、そういった部分が今度文書に書かれていますから。そういうふうにも何も考えていないのではなくて、そういうふうにも、放棄するものと断定的にもう言われていますから。あの方たちの解釈はそういうふうにも解釈されているということですよ、どこまで行ってもね。そして、先ほど言ったように、本町の教育行政をとという部分について改革していこうという当事者意識を感じていないと。教育行政というのは全般ですから、大きい部分ですから。「そういった部分を改革していこうという当事者感を持っていないんだよ、あんたたちは。それを私たちは確認することはできませんでした」ということを言われているんですから。いやいや、そうなんですかというふうになっちゃうわけですよ。

いずれにせよ、2月4日までの回答を求められているようですよけれども。私のほうでも今までのコロナ対応とか、いろいろな様々な状況の中でなかなか委員会の中で今即答して、回答案をつくるということにはならないと思いますし。先ほどの行政懇談会の話もありましたので、その辺はもう一度相談しながら判断していかなければならないと。それで、こういうふうな形であればということで、委員の皆さんとまた協議をさせていただくと。そういうふうにもさせていただければと思いますけれども。そういう形でいかがですか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） まず、どれくらいのスケジュール感で町長部局でまず考えているのかというのを確認しなければならないということだと思えます。それで、あとはもう一つはまちづくり会議の考えですね、それを確認する必要があるのではないかなど。いずれ、2月4日までということなので、ちょっとそれまでは出せま

せんということをお話ししなければならないというのが一つと、あとやはり確認をしたほうがよろしいと思いますので、よろしければ私のほうで今日のお話を踏まえて確認をさせていただいて、町長部局にも申し込んでいますし、うちのほうにも申し込まれていると、そういうところを踏まえて、どういう形を望んでいるのかですね、そういうのをざっくばらんにというか、考えをちょっと確認させていただいて、それを確認したものをあと皆様にご報告をさせていただきたいなど。それで、いろいろ検討するのが2月の定例会で間に合うのであればそれでもいいのですが、もし町長部局で、例えばすぐ対応するとかですね、あとまちづくり会議の意向がちょっとこうだとかというのである程度早く対応しなければならないとかですね、そういう場合についての取扱い、いろいろ連絡を取らせていただいて、その中でご意見をいただいてまとめていいものか、集まっていた方がいいものかというところはあると思いますけれども。ちょっとそういう形で、調整をさせていただきます。まずは、確認をさせていただきたいと。

○教育長（大友義孝） 集まるかどうかというのは、それは今後、委員の皆さんと電話でも相談できますので、それを通しながらさせていただきたいと。ということでお願いしたいと。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 分かりました。やはり、どういう形、望まれている形というのがあると思いますので、それをしっかりと捉えて、それに対してあとは検討していくということで。

○教育長（大友義孝） そうですね。お願いいたします。

それでは、ちょっと、長くなってしまいました。今の件は、以上で終了させていただきます。

その他

○教育長（大友義孝） その他に入りますが、3つです。

今後の行事予定については、お示しさせていただいた予定表のとおりです。

今回の定例会の前に、やはり教職員の関係で内申をしていく必要がありますので、どうしても2月15日について教育委員会の臨時会をさせていただきたいと考えておりました。2月15日、午前中までに内申をしなくてはなりませんので、どうしても9時半、少なくとも10時ころにはさせていただきたいと思っております。委員の皆さん、何とかご都合つけていただいで出席いただきたいと思います。どうしましょう、9時半でいいですか、10時がいいですか。

○委員（後藤眞琴） 遅ければ遅いほどいいんですけども。

○教育長（大友義孝） じゃあ、10時でいいですか。10時にさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員（後藤眞琴） 場所はここですね。

○教育長（大友義孝） はい。資料のほうは、臨時会の招集を改めて決めておくというのは何かおかしい話かもしれませんが、ちょっと資料は当日しか配付できない状況になりますのでご理解いただきたいと思います。また、この臨時会については、全て秘密会という扱いにさせていただくこととなりますので、それについてもご理解いただきたいと思います。

さて、そこで、教育委員会の定例会でございますが、2月19日には現在の成澤委員が退任される日となって、大変悲しい日になるわけでございます。本当に、任期の長い委員の退任で、いろいろとご尽力をいただきました。その辺については、改めて次の委員会の中で申し上げたいとは思っておりますが。そこで、残念ながら、成澤委員のいないところで定例会の開催ということになってしまいます。申し訳ございません。そこで、いろいろ考えてみたのは、実は3月の議会の会議が3月2日から行われる予定になっているんですね。それで、3月定例会の一般質問の締切日が2月24日になっております。24日の午前中、12時までが一般質問の締切りで、午後から課長会議が招集されます。そこで、いただいた一般質問の答弁をつくるための割り振りをそこですることになります。25日は、その一般質問の答弁をある程度作成していく、その原案をつくるために25日はなかなか開催が難しいなと思っていました。したがって、26日であれば、一般質問の答弁の原案を委員の皆さんにお示しすることも可能だと思っておりますので、2月26日に定例会を開催できればいいなと考えたところでした。どうでしょうか、委員の皆さん、金曜日になっておりますが。難しいですか。

○委員（大森真智子） 小学校の保護者が26日の午後です。たしか2時半。

○教育長（大友義孝） 大森委員だけですか、不動堂小学校だけかな。

○委員（大森真智子） 不動堂だけですかね。

○教育長（大友義孝） 学校全体行事の中にはないからいいのかなと思ったんですけども。（「26日ですね」の声あり）無理して25日にする。27日、28日が土日なんですね。25日で、1日で教育次長、答弁調整入るよね。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 答弁調整自体が、今だと予定が26日（「26日が答弁調整」の声あり）答弁調整です。締切りが25日で。（「答弁の締切り」の声あり）そうです。

○教育長（大友義孝） 2月の定例会を3月にやるっていうわけにはいかないよね。もっと前、いかにも19日にやるなんていう話になると、成澤委員もう1回出ないとない。

○委員（大森真智子） ちょっと相談して、誰か代わりにうちで旦那さんか誰かがあっちに行ってくれるのであれば、私も出られますし。その話の内容も、要は学校で保護者会が行われるのは今年度これが最初で多分最後なので、どんなお話があるのかっていうのも。どういってお話なのかって、お話の内容もちょっと分からなかったのので、一応参加する方向ではいたというのがあります。遅れて来たら意味がないですか。

○教育長（大友義孝） それじゃあ、15日の臨時会に集まさせていただきますので、そのときにもう一度定例会の予定を決めるということによろしいですかね。もしかしたら、前、22日とかになるパターンもあるかもしれないですから。前は、新委員会制度が始まる前のときは、2月20日にどうしても会議を開く必要があったんです。というのは、年々で教育委員長さんの選任を必ずしなきゃなかったんですね。だから、2月20日にどうしてもしなきゃなかったという経過があったんですけれども。今、委員会制度も変わってきたので、そういった部分が変わってきてしまったと。じゃあ、15日改めて協議させていただきます。

あとは、事務局から何かありますか。（「特にないです」の声あり）

じゃあ、大変長くなりましたが、以上で本日の定例会の審議事項、以上で終了させていただきます。

これをもって、令和3年1月教育委員会定例会を終了いたします。

大変ありがとうございました。

午後6時43分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和3年2月26日

署名委員

署名委員
